

**「外商投資商業領域管理弁法」の施行とその企業進出に
及ぼす影響に関する調査報告書**

中小企業基盤整備機構

目次

第一、はじめに	4
第二、管理弁法が登場するまでの規制緩和の歴史	
一、はじめに	5
二、輸入、卸売り、小売に対する外資規制の趣旨と規制緩和の歴史	
1、社会主義法制における外資の本来的取扱い	5
2、改革開放政策と「中外合資経営企業法」の施行	5~6
3、外資による輸入、卸売り、小売の排除の理由	6
4、輸入、卸売り、小売に対する規制緩和	
(一) 1980年代における規制緩和の不存在	6~7
(二) 1992年以降の1990年代における規制緩和	
(1) 小売に対する規制緩和	7~10
(2) 輸入に対する規制緩和	10~11
(3) 卸売りに対する規制緩和	11~14
卸売りに対する規制緩和	
投資性会社に対する卸売りの規制緩和	
(4) 保税区貿易企業による輸入、卸売りの事実上の規制緩和の実現	15
(三) 2000年以降における規制緩和	
(1) 中国のWTO加盟による規制緩和(その1)	
- WTO加盟の動機と規制緩和の約束	15~17
(2) 中国のWTO加盟による規制緩和(その2)	
- 輸入、卸売り、小売の規制緩和約束	17~27
(3) 中国のWTO加盟による規制緩和(その3)	
- 対外貿易経営権の完全開放	27~29
(4) 中国のWTO加盟による規制緩和(その4)	
- 投資性会社に対する輸入の規制緩和(その1)	29~30
(5) 中国のWTO加盟による規制緩和(その5)	
- 第2次修正版指導目録の登場	30
(6) 中国のWTO加盟による規制緩和(その6)	
- 合併対外貿易会社の新法令の評価	31~32
(7) 中国のWTO加盟による規制緩和(その7) - CEPAの意義と評価	32~37
(8) 中国のWTO加盟による規制緩和(その8)	
- WTO加盟後2年経過時の不履行	38

(9) 中国の WTO 加盟による規制緩和 (その 9)	
- 投資性会社に対する輸入の規制緩和 (その 2)	38 ~ 39
(10) 中国の WTO 加盟による規制緩和 (その 10)	
- 管理弁法と「対外貿易法」の登場	39 ~ 40
第三、管理弁法の内容及び運用並びに既存進出企業に対する影響の検討	
一、管理弁法の内容の検討	
1、はじめに	41
2、輸入、卸売りに関する内容の検討	41 ~ 45
3、小売に関する内容の検討	45 ~ 50
二、管理弁法の運用に関する検討	
1、小売に関する運用の検討	50
2、輸入、卸売りに関する運用の検討	50 ~ 52
三、管理弁法の既存進出企業に対する影響の検討	
1、生産型外商投資企業の経営範囲の拡張的変更	53
2、外高橋保税區貿易企業の経営範囲の拡張的変更	53 ~ 54
3、投資性会社	54 ~ 55
(参考) 製品輸入に関する自由度を示す比較表	56
付属書類 (外商投資商業企業の設定フロー)	57

はじめに

「外商投資商業領域管理弁法」(以下「管理弁法」という)が商務部より 2004 年 4 月 16 日に公布され、同年 6 月 1 日より施行されました。この新しい法令は、外資参入に大きな障壁のあった輸入、卸売り、小売について、外資参入に門戸を全面的に開放する意義を有することから、各方面から大きな期待が寄せられています。

ところが、施行後、なお半年余りを経過するにすぎないことから、管理弁法の運用について定まらないところも多く、また各方面より様々な情報が乱れ飛ぶがゆえに、管理弁法の理解について様々な疑問をお持ちの方も多いと思います。

そこで、管理弁法成立の背景、法律制定に至る経緯、制定後の状況等について、できるだけ最新の情報も盛り込みつつ調査報告書を作成いたしました。

しかし、本法を取り巻く状況は刻々と変化しています。そのため、管理弁法を自社に最大限有利に利用していただくためには、常に本法に関する最新情報を入手して、情報のアップデートを図ることが必要です。

今回の報告書が管理弁法に対する理解の一助になれば幸いです。

最後に、今回の報告書作成にあたっては、弁護士法人キャスト糸賀法律事務所の村尾龍雄弁護士に多大なご協力をいただきました。書面を借りてお礼申し上げます。

第二、管理弁法が登場するまでの規制緩和の歴史

一、はじめに

管理弁法が登場し、輸入、卸売り、小売が外資に全面開放されるまで、規制緩和には長い歴史がある。この歴史の流れを正確に知ることは、管理弁法の内容及び運用を理解する上で、必須不可欠であるといえる。そこで、以下、この点について解説する。個々の内容には専門性の高い記述も含まれるから、これら全てを精読し、完全に理解する必要はないが、少なくとも大きな流れと個々の概要の把握が必要である。この把握がない限り、管理弁法の正確な理解に達することは不可能だからである。

二、輸入、卸売り、小売に対する外資規制の趣旨と規制緩和の歴史

1、社会主義法制における外資の本来的取扱い

資本主義は私有財産制の保障を内実とし（資本主義国である日本について、「日本国憲法」第 29 条参照）、個人が私有財産増大を目的として、利潤追求を行うことを容認する。したがって、企業を中心を構成する私有制企業はその主たる目的を利潤追求に置き、これを資本的に支配する個人（資本家）は私有制企業の利潤追求の結果としての利益配当等を通じて、私有財産の増大を図ることが可能となる。

一方、資本主義のアンチテーゼとしての社会主義、なかんずく中国が標榜するマルクス・レーニン型社会主義（「中華人民共和国憲法」前文参照）は、本来私有制を排除し、土地及び資本の公有制を求めるから、企業は公有制の中心である国有の企業が主となり、国有の補完的機能を果たす農民集団所有の企業が従となり、私有制を内実とする外資による企業設立は排除されるのが筋論である。実際、1972 年 9 月の日中国交回復以降、1979 年 6 月 30 日まで外資による企業設立を認める法的根拠はなかった。

2、改革開放政策と「中外合資経営企業法」の施行

1978 年 12 月に改革開放政策が開始された。改革開放政策は、中国の国富を実現すべく、外国から先進的生産技術を導入すると同時に¹、外貨を獲得することを目的とし、その手段として外資導入 = 外資による企業の設立を認めるという決断を行った。その結果、1979 年 7 月 1 日に「中外合資経営企業法」が施行され、利潤獲得を目的と

¹ 1978 年に中国は外国からの委託加工を積極的に開始した。委託加工は、中国の安い労働力を利用して安価な製品を生産し、利潤を計上することを企図する外国企業（労働集約型産業に属する外国企業）の人気を博することになったが、労働集約型産業より中国が取得可能な外貨は、委託加工費が低廉に設定されることを運命付けられていたことより、国富を十分達成できる程度の規模に達することはなかった。一方、委託加工を内実とする加工貿易と比較して、中国のメーカーが自ら生産する製品を輸出する一般貿易を実現できれば、当該製品に競争力があり、高い付加価値を実現できる限り、相当規模の外貨を獲得できる。1978 年当時の中国にとって、まずは加工貿易より開始するが、何時かは一般貿易を国家の主産業に育て上げ、国富を達成することは悲願であったといえよう。改革開放以来、四半世紀を経過した現在、おそらくは当時の指導者の想像・期待したところを超えて、大成功を遂げたことは、現在の中国の一般貿易の状況、そしてそれがもたらす世界第二位の外貨準備高を見れば、明らかである。

する私有制企業（国有企業が強制的にカウンターパートとされていたという意味では、公有的色彩は完全に排除はされていなかった）が成立した。しかし、上記の目的との関係で導入が奨励される外資はメーカーであり、サービス貿易に分類される輸入、卸売り、小売の分野について、外資は完全に排除をされていた。

3、外資による輸入、卸売り、小売の排除の理由

外資による輸入、卸売り、小売を排除する理由は次の2つに集約される。

（一）第1の理由 - 外資による輸入、卸売り、小売業は先進的技術を伴わない

より具体的には、改革開放は、元来先進的生産技術の導入を大きな目的としているが、輸入、卸売り、小売は当然ながら当該先進的生産技術を伴っていない。また、輸入、卸売り、小売は中国市場において中国企業、中国公民を主な対象としてビジネスを行う性質を有し、しかもそれらは原則として人民元で実施されることになる。したがって、輸入、卸売り、小売について、外資に開放することは、改革開放政策実現にとってプラスになりにくいと考えられたのである。

（二）第2の理由 - 国内産業保護の要請に反する。

輸入、卸売り、小売は資本集約型産業であるため、外資との比較ではなお資本面での競争力に劣る中国の国内産業保護に抵触するところが大きい（例えば中国を代表する小売集団の年間売上げは1兆円程度まで来たが、年間売上げが30兆円程度のウォルマートと比較すると、約30倍の差が存在する）。すなわち、輸入、卸売り、小売は中間業者との1回当たりの取引規模が大である方が中間業者の支持を得ることができ（少々値引きをしても、取引規模が大であれば、中間業者により大きな利潤がもたらされる）、豊富な品揃えをした方が消費者の支持を得ることができる。こうした点では豊富な資金力を有する大手外資企業が有利である。とすると、ウォルマートやカルフルなど中国市場に突如踊り込んでくると、進出地域の地域の小売業者に大きな影響を与える懸念がある。

4、輸入、卸売り、小売に対する規制緩和

（一）1980年代における規制緩和の不存在

1980年代には1986年に「外資企業法」が誕生し、外資100%企業が認められ²、1988年に「中外合作経営企業法」が誕生し、1979年の「中外合資経営企業法」を含めたいわゆる三資企業法が1988年までに全て出揃った。しかし、天安門事件のあった1989年6月4日（これにより外資進出は一旦決定的に中断する）以前に輸入、卸売り、小売に対する規制緩和は一切なかった。

（二）1992年以降の1990年代における規制緩和

² 実際には1990年に外資企業法実施細則が施行されるまで詳細は不明確であったし、その施行後も各地の審査認可機関の行政指導により、地元国有企業との合併が強く推奨されたから（合併強制といってもよい）実務的に独資は外資の自由な選択対象でなかった。独資による進出が主要なトレンドとなったのは1999年以降である。

1992年以降の1990年代には、外資による輸入、卸売り、小売に一定の規制緩和が行われることになる。この点を説明する場合、小売、輸入、卸売りの順に説明するのが便宜であるから、以下、そのようにする。

(1) 小売に対する規制緩和

1991年7月日本が天安門事件による先進諸国の経済制裁を先んじて解除し、これに続いて各国が経済制裁解除に踏み切った。その後、1992年2月に鄧小平氏による南巡講話があり、また1989年に共産党総書記に就任していた江沢民により競争原理を内実とする社会主義市場経済の理念が発表されると、世界各国は中国が真剣に改革開放政策を推進していく覚悟であることを見て取った。これにより中国は再び積極的な外資導入に成功したのである。

1979年7月1日の「中外合資経営企業法」以降、天安門事件に至るまでの10年間、緩やかに続いた外資進出とは打って変わり、1992年以降はいわゆる中国進出ブームがメーカーを中心に沸き起こった。そのスタートラインとなる記念すべき年である1992年に小売を実験的に開放する通知が旧商務部より公布・施行された³。その後、1997年までの5年間に国务院認可を得た適法認可数約20、地方の審査認可機関による違法認可数277の小売認可が登場した⁴。適法認可20には日本のヤオハン(上海)、マイカル(大連)が含まれる(両者はいずれも日本の親会社が会社更正手続に入ったことにより、現在では日本側出資持分が売却されている)。

小売について、1995年6月20日施行の「外商投資産業指導目録」⁵(以下「指導目録」という)及び1998年1月1日施行の指導目録の第1次修正版はいずれも制限類⁶として位置付けており、中国側当事者が過半数を保有するか、中国側当事者が経営の実質支配権を有することが要求された。もっとも、地方の審査認可機関による違法認可例では、外資が資本マジョリティを有するものも散見され、こうした事例に関して、1997年に違法認可例に関する是正命令により、上記に符合するよ

³ 「試験的に実施する外商投資商業小売企業の中外合弁当事者の資格審査の実行に関する通知」(旧商務部1992年9月15日公布・施行。現在廃止)。なお、関係する国务院の通知として「国务院の商業小売領域に外資を利用する問題に関する回答」(国函〔1992〕82号)がある(現在廃止)。

⁴ WTO研究会秘書長であった清華大学于安教授からのヒアリング結果による。277の違法認可数は2003年9月1日の日本経済新聞朝刊「大型店出店中国で規制」中でも報道されている。

⁵ 1995年当時、外資からは中国政府がいかなるプロジェクトについて奨励的態度をとり、いかなるプロジェクトについて制限的態度をとるのかなど、審査認可基準の根拠となる政策を明確化するガイドラインが欲しいとの要望が出されており、これに応える形で登場したのが外商投資産業指導目録である。

⁶ 当時は甲類 - 技術が陳腐化しており、これ以上中国が導入を必要としないものを中心に構成 - と乙類 - 技術導入が不要ではないが、無制限に導入した場合、国内産業保護に反する懸念を有するものを中心に構成 - に分かれていたが、小売業の位置付けは制限類 - 乙類であった。

うに是正された^{7・8}。

その後、1999年6月25日に「外商投資商業企業試験弁法」(以下「試験弁法」という)が登場した(現在廃止)。当該法令は店舗数3店舗以下である場合、小売について外資に65%までの資本支配を認めるなど、小売に関する中国政府の豊富な経験を反映してか、指導目録の立場を一步進めた規制緩和がなされた。

もっとも、小売には次のような諸々の法的制限が課されていた。

項目	試験弁法の規制内容
投資形態	外商独資は当面許可しない。
地理的・支店数制限	国務院が決定し、当面省都、自治区首府、直轄市、計画単列市及び経済特別区に限定する。具体的には、小売業について5つの経済特区(深セン、珠海、汕頭、厦門、海南)及び6つの都市(北京、天津、上海、広州、青島、大連)に限定されている(地理的制限)。なお、北京及び上海において、合併小売商業企業を各4つまで認可することができ、他都市では各2つまで認可できる(支店数に関する量的制限)。北京で設立される4つのうち2つは北京において複数の支店を開設できる。
外国側当事者の要件 (主要部分のみ抜粋)	外商投資商業企業設立申請前3年の年平均の商品卸売額が20億米ドル以上であること 外商投資商業企業設立申請前1年の資産額が2億米ドル以上であること
中国側当事者の要件 (主要部分のみ抜粋)	外商投資商業企業設立申請前1年の資産額が5000万人民元(中西部地区は3000万人民元)以上であること 中国側当事者が商業企業である場合、外商投資商業企業設立申請前3年の年平均の販売額が3億人民元(中西部地区は2億人民元)以上であること 中国側当事者が外貿企業である場合、外商投資商業企業設立申請前3年の年平均の自営輸出入額が

⁷ 国務院弁公庁1997年5月4日公布・施行の「地方が自ら外商投資商業企業を審査認可することを即時停止することに関する緊急通知」

⁸ 外国企業が過半数を保有する違法な外商投資小売企業について、当該是正を図るプロセスでは、中国側当事者に一定比率の出資持分の譲渡を余儀なくされながら、中国側当事者にはそもそも出資持分譲渡の対価を支払う意欲(場合により経済的能力)がないため、当該対価相当額の売掛金が不良債権化することが明らかであるのに、やむを得ず譲渡をせざるを得ないという状況に直面する外国企業が多数存在したと言われる。

	5000 万米ドル以上であること（そのうち輸出額が 3000 万米ドルを下回らない）
外商投資小売企業の要件	<p>登録資本が 5000 万人民元を下回らないこと（中西部地区は 3000 万人民元を下回らないこと）</p> <p>3 件を超える分店チェーン方式を採用して経営する合弁商業企業（コンビニエンスストア、専門店及び専売店を除く）について、中国側当事者の出資比率は 51%以上でなければならない。そのうち合弁商業企業自身の経営状況が比較的良好で、外国側当事者が既に国内から大量に製品を調達し、かつ、外国側当事者の国際経営販売ネットワークを借りて、国内製品の輸出をより一層拡大できる合弁チェーン商業企業については、国務院の認可を経た後、外国側当事者の過半数支配を許すことができる。</p> <p>3 件以下の分店（3 件を含む）を開設する合弁商業企業及びチェーン方式経営のコンビニエンスストア、専門店及び専売店については、中国側当事者の出資比率は 35%を下回ってはならない。</p> <p>直接投資、直接経営の直営チェーン形式に限定され、当面、自由チェーン、フランチャイズ等、その他のチェーン形式を許可しない。</p> <p>経営期間は 30 年を超えない（中西部地区は 40 年を超えない）。</p>
ロイヤルティ制限	外国側当事者と外商投資商業企業が商標、商号ライセンス契約、技術譲渡契約を締結する場合、外国側当事者の控除する関係費用の総額は、外商投資商業企業の当該年度の販売額（増値税を含まない）の 0.3%を超えてはならず、控除期間は 10 年を超えてはならない。
経営範囲の制限	<p>商業小売（代理販売、委託販売）</p> <p>経営国内製品輸出業務の組織化</p> <p>自営商品の輸出入業務</p> <p>関係の附帯サービスの経営</p> <p>但し、本、新聞、雑誌、薬品類等の一部品目について、取扱いが禁止されている。</p>

以上の通り、多数の法的制限が課されていたものの、試験弁法が小売について、1992 年の国務院通知及び指導目録（1995 年当初版、1998 年第 1 次修正版）のみを法

的根拠とする不明確な状況を改善し、外商投資小売企業が設立されるための要件を明確化した意義は大きかったと考えられる。

なお、外商投資小売企業は卸売りととの兼業が認められており(試験弁法第13条)、当該企業の年度商品輸入総額が当年度商品販売額の30%を超えてはならないとの量的制限はあったものの、自社商品の輸入が認められていた(但し、コミッション代理業は不可。試験弁法第12条第1号、第13条、第14条、第15条第2項)。

(2) 輸入に対する規制緩和

輸入について、1995年6月20日施行の指導目録は小売と同様に制限類として位置付けたが⁹、小売と異なる点として、当該目録が施行された当初には、外資による輸入プロジェクトを可能にする法的根拠がなかったという点である。指導目録は時々における外資導入政策を示すものであるが、個別法令と異なり、当該目録のみの存在により、外資プロジェクトが可能になるものではない。外資による輸入、卸売り、小売のように、個別法令が存在して初めて審査認可が可能となる外資プロジェクトについては、当該目録を受けて個別法令が制定されない限り、審査認可の可能性がないのである。

輸入に関するこうした個別法令が登場したのは、指導目録施行の翌年、1996年のことであった。同年9月30日公布・施行の「中外合資対外貿易会社設立に関する試験暫定弁法」(以下「試験暫定弁法」という)がそれである(現在廃止)。

試験暫定弁法第2条は次の通り規定していた。

第2条 本弁法は外国の会社、企業(以下「外国側会社」という)と同じ中国の会社、企業(以下「中国側会社」という)が中国国内(試験地区)で専門的に輸出入貿易を行う中外合資対外貿易会社(以下「合資対外貿易会社」という)の設立に適用する。

「専門的に輸出入貿易を行う」の文言からも明らかな通り、合資対外貿易会社はもっぱら輸出入貿易を行うことのみを経営範囲とし、国内で生産された製品を買い取り、販売する経済活動、すなわち卸売り(中国語でいう「批発」)を行うことは、その経営範囲として予定されなかった。

このような制限に加えて、輸入には次のような諸々の法的制限が課されていた。

項目	試験暫定弁法の規制内容
投資形態	外商独資は許可しない。文言上は外商合作も許可されていない(実務的に認可の余地があるかどうかは不明)。輸出入貿易に従事する会社は合資貿易会社のみであり、登録資本のうち、中国側当事者の出資比率は51%を下回ってはならない。法定代表者は中国側当事者が

⁹ 小売と同様、制限類 - 乙類であった。なお、1998年1月1日施行の第1次修正版も同様である。

	派遣しなければならない。
地理的制限	中国国内（試験地区）（上海、深セン）において設立できる。
外国側当事者の要件 （主要部分のみ抜粋）	申請前1年の営業額が50億ドル以上であること。 申請前3年の年平均対中貿易額が3000万米ドル以上であること。 申請前に既に中国国内に代表所を3年以上設立しており、又は中国国内での投資が3000万米ドルを超えていること。
中国側当事者の要件 （主要部分のみ抜粋）	対外貿易経営権を有すること。 申請前3年の年平均の輸出入額が2億米ドル以上で、そのうち輸出額が1億米ドルを下回らないこと。 既に中国国外に支店、子会社及び合弁企業を3つ以上設立し、申請前3年の国外企業の年平均営業額が1000万米ドルを超えていること。
合弁対外貿易会社の要件	登録資本が1億人民元を下回ってはならないこと。 自己の名称及び組織機構を有すること。 対外貿易経営に相応しい営業場所、専門人員及びその他の必要な物質条件を有すること。

上記の外国側当事者の要件を見れば明らかな通り、合弁対外貿易会社を設立する法的資格を有するのは日本の大手総合商社等だけであり（実際に大手総合商社には合弁対外貿易会社を設立するところがあった）その法的資格の厳しさから、またそれだけ高いハードルを超えても、経営範囲としては輸出入貿易のみに特化しなければならず、国内製品の卸売りに従事できないという不便さから、合弁対外貿易会社の設立は、少数の認可例を認めることができるにとどまった。

（3）卸売りに対する規制緩和

卸売りに対する規制緩和

卸売りについて、1995年6月20日施行の指導目録及び1998年1月1日施行の当該目録の第1次修正版は小売と同様に、いずれも制限類として位置付けており¹⁰、中国側当事者が過半数を保有するか、中国側当事者が経営の実質支配権を有することが要求された。ところが、1995年6月20日の指導目録当初版の施行当時に既に個別法令の法的根拠を有していた小売とも、1998年1月1日の第1次修正版の施行当時に既に個別法令の法的根拠を有していた輸入とも異なり、卸売りについては、当初版、第1次修正版のいずれの施行日においても、個別法令の法的根拠がなかった。

¹⁰ 小売と同様、制限類 - 乙類であった。

卸売りに関する待望の個別法令が登場したのは、1999年6月25日である。前述の試験弁法がそれである。

この法令は、卸売りに関して、次の通りの諸々の法的制限を課していた。

項目	試験弁法の規制内容
投資形態	外商独資は当面許可しない。
地理的制限	国務院が決定し、当面省都、自治区首府、直轄市、計画単列市及び経済特別区に限定する。
外国側当事者の要件 (主要部分のみ抜粋)	外商投資商業企業設立申請前3年の年平均の商品卸売額が25億米ドル以上であること 外商投資商業企業設立申請前1年の資産額が3億米ドル以上であること
中国側当事者の要件 (主要部分のみ抜粋)	外商投資商業企業設立申請前1年の資産額が5000万人民元(中西部地区は3000万人民元)以上であること 中国側当事者が商業企業である場合、外商投資商業企業設立申請前3年の年平均の販売額が3億人民元(中西部地区は2億人民元)以上であること 中国側当事者が外貿企業である場合、外商投資商業企業設立申請前3年の年平均の自営輸出入額が5000万米ドル以上であること(そのうち輸出額が3000万米ドルを下回らない)
外商投資卸売企業の要件	登録資本が8000万人民元を下回らないこと(中西部地区は6000万人民元を下回らないこと) 卸売業(小売企業と卸売業を兼営する場合を含む)に従事する合弁商業企業の中国側当事者の出資比率は51%以上でなければならない。 直接投資、直接経営の直営チェーン形式に限定され、当面、自由チェーン、フランチャイズ等、その他のチェーン形式を許可しない。 経営期間は30年を超えない(中西部地区は40年を超えない)。
ロイヤルティ制限	外国側当事者と外商投資商業企業が商標、商号ライセンス契約、技術譲渡契約を締結する場合、外国側当事者の控除する関係費用の総額は、外商投資商業企業の当該年度の販売額(増値税を含まない)の0.3%を超えてはならず、控除期間は10年を超えてはならない。

経営範囲の制限	国内商品及び自営輸入商品の国内卸売、国内製品輸出の組織化。 但し、本、新聞、雑誌、薬品類等の一部品目について、取扱いが禁止されている。
---------	--

この法令の登場後、速やかに外資による卸売りプロジェクトが審査認可されたかといえば、そうではなく、2001年夏に丸紅が出資する中外合資経営企業である百紅商業(上海)有限公司が適法認可を得るまで、1件の適法認可もなかったのである¹¹。その意味で、外資による卸売りプロジェクトについて、1990年代における規制緩和の成果は、個別法令の法的根拠が漸く整備されたというにとどまったのである。

なお、外商投資卸売企業についても、外商投資小売企業と同様、当該企業の年度商品輸入総額が当年度商品販売額の30%を超えてはならないとの量的制限はあったが、自営輸入商品の輸入および国内卸売りが認められていた(但し、コミッション代理業が不可である点も共通である。試験弁法第12条第2号、第14条、第15条第2項)。

投資性会社に対する卸売りの規制緩和

外資による卸売りは、前述の通り、1990年代に個別法令の法的根拠が整備されたのみであり、認可例を見ないという実務的には厳しい取扱いがなされたが、一方で、投資性会社に対する卸売りの規制緩和が1999年8月24日公布・施行の「『外国投資家が投資設立する投資性会社に関する暫定規定』の補充規定」(現在廃止)により、次の通り実現した。

第3条 投資性会社は国内外市場において代理又は取次ぎ販売方式をもって、その投資先企業の生産する製品を販売することができる。

第6条 投資性会社が本規定中、第3条、第4条、第5条に掲げる経営活動に従事するには、修正後の投資性会社の契約、定款等の関係申請書類を手続きに従って対外貿易経済合作部に報告し、審査認可を受け、かつ、以下の条件に符合しなければならない。

投資性会社の登録資本は、契約、定款の規定により期限に従って納付し、かつ、実際に納付された登録資本が3000万米ドルを下回らない。その投資先企業のために本規定第3条、第4条に掲げる経営活動を申請する投資性会社は、その投資先企業の登録資本注の出資比率は10%を下回ってはならず、かつ、その投資先企業の書面委託を有しなければならない(投資先企業の董事会の一致決議を経る)。

上記法令のポイントは、投資性会社が10%以上出資する投資先企業の生産製品に

¹¹ 違法認可例として、地方の審査認可機関の行政指導により、生産・加工型の外商投資企業を設立して、実際には一切生産・加工を行わず、もっぱら卸売業に従事するというケースが複数認められるが、正面を切って「卸売(批発)」を経営範囲に盛り込んだものは筆者の知る範囲では存在しない。

ついて、投資性会社は卸売りプロジェクト（及び輸出プロジェクト）に従事できるとされたことにある。

投資性会社は、もともと内資企業に認められた企業集団¹²の核心企業（持ち株会社）を外資についても容認して欲しいとの要望に応じて、1995年4月4日公布・施行の「外国投資家が投資設立する投資性会社に関する暫定規定」により実現されたものである。当該法令が公布・施行される前に、セコム（1993年7月）、グンゼ（同年8月）、伊藤忠商事（同年9月）、オムロン（1994年5月）、松下電産（同年7月）、日立製作所（同年9月）、アルパイン（同年12月）、三洋電機（1995年2月）の8社が政策的に先行認可されたのを初めに、現在までに日本企業50社以上が投資性会社を設立している。投資性会社は1995年4月4日に法制度化された当初は、その設立により設立企業に特段のメリットをもたらす機能を有していなかったため¹³、3000万米ドルという最低登録資本は中央政府との関係強化だけを目的とする「中国入門費」と揶揄されることも多々あったが、1999年8月24日公布・施行の法令により初めて投資性会社に卸売りの実施という特段のメリットが付与されたのである。

日系投資性会社の一部では、1999年の年初より、法制度化に先駆けて、卸売りの実験的開放がなされていたため、同年8月24日において既に卸売りを実施している日系投資性会社が存在したのである。

¹² 企業集団は1986年に大型国有企業を中心に形成された一種のコンツェルンである。これが形成された趣旨は、改革開放政策の進展に伴い、外資との競争激化を懸念した中央政府が公有制の中核を担う国有企業の競争力の強化を企業の集団化という手法により図ろうとしたことにある。企業集団は、(a) 核心企業（持ち株会社）、(b) 緊密層企業（核心企業の子会社）、(c) 半緊密層企業（核心企業の子会社以外の出資会社）、(d) 協力層企業の四層から形成される。

¹³ 1995年の法制度化の当初は法令の文言の曖昧さより、投資性会社は卸売りを行うことができるのではないかと期待もあったが、1996年2月16日公布・施行の「『外国投資家が投資設立する投資性会社に関する暫定規定』の関係問題の解釈」は投資性会社が卸売りをを行うことを明確に否定した。

(4) 保税区貿易企業による輸入、卸売りの事実上の規制緩和の実現

1995 年頃より、上海市外高橋保税区の貿易企業を利用した輸入、卸売りの実施例が見られるようになった。保税区貿易企業は本来的に保税貨物（関税及び輸入間接増値税の支払について適法なペンディング状態にある貨物）を区外の対外貿易経営権（輸出入経営権と呼ばれることもある）を有する企業に外貨で売却などすることができるだけであるが、輸入、卸売りに対する厳格な法的制限をクリアして卸売業を実施したい外資と地方振興政策が合致して、経営範囲に含まれない「人民元で購入し、人民元で売る」¹⁴という経営活動が実務上、黙認されるに至った。これにより輸入について、保税区貿易企業が輸入した保税貨物をまずいわゆる外貿公司（輸出入貿易業に適法に従事する企業）を通じて非保税貨物化して、これを「人民元で購入し、人民元で売る」ことにより実現することが可能となり、また卸売りについて、国内生産品を「人民元で購入し、人民元で売る」ことにより実現することが可能となったわけである。そのため、保税区貿易企業を設立する外資は増加を続けた。現在、上海市外高橋保税区には全部で 6000 もの保税区貿易企業が存在し、そのうち半数の 3000 が日系企業であると言われる。このような形態は当初外高橋でのみみられたが、その後、大連保税区、天津保税区、深セン保税区などでもみられるようになり、全国 15 の保税区の一部では輸入、卸売りをを行うことが実質的に可能となったのである。

(三) 2000 年代における規制緩和

(1) 中国の WTO 加盟による規制緩和（その 1） - WTO 加盟の動機と規制緩和の約束

中国は、WTO 加盟に関する日中二国間協議、米中二国間協議を締結した 1999 年以降、それまでに益して WTO 加盟に向けた努力を行った結果、加盟直前の 2001 年 7 月の WTO 会議での紛糾こそあったものの、同年 12 月 11 日に無事、WTO 加盟を果たした。

中国が WTO 加盟を希望した理由について主として 2 つを挙げることができる。

その第一は、アメリカという中国の一般貿易の最大相手国における市場を安定的に確保することにある。すなわち、中国が WTO 加盟をしない場合、中国がアメリカから最恵国待遇にかかる関税率を享受するためには、両国間の条約によりアメリカからこうした特権の付与を受ける必要がある。ところが、アメリカは両国間の条約の有効期間を 1 年間としていたから、毎年中国は政治的理由により当該特権を喪失するリスクに直面していた。当該特権の喪失による通常関税率の適用は、アメリカの消費者に対する中国製品の価格上昇を意味するから、アパレルを中心に、安価で高品質という理由でアメリカの消費者を魅了してきた中国製品がアメリカの市場を

¹⁴ 人民元での販売時には増値税発票の発行が不可欠であるところ、上海市外高橋保税区ではこれを交易市場と呼ばれる国有企業が担当している。大連市の保税区でも同様である。天津市、深セン市など増値税発票を保税区貿易企業にも税務局が直接交付する例もある。

相当程度喪失することを意味する。これに対して、中国が WTO 加盟をする場合、WTO の最恵国待遇原則¹⁵により、中国はアメリカが WTO 加盟国である限り、二国間の条約により特権の付与を受けなくても、自動的に、しかも半永久的に最恵国待遇にかかる関税率を享受することが可能となる。このように中国にとって、WTO 加盟はアメリカという最大の市場を安定的に確保する意義を有していたのであり、これが WTO 加盟の主たる動機を形成していたと見ることができる。

第二は、台湾が WTO 加盟に邁進していたという事情がある。すなわち、1997 年に香港がイギリスから返還され、1999 年にマカオがポルトガルから返還されたが、台湾を国家として容認しない中国が台湾という一地域に WTO 加盟競争で出し抜かれることは政治的理由からも許されないことであった。

もっとも、中国が WTO 加盟国となることにより、前述の最恵国待遇原則に加えて、内国民待遇原則を享受することができるかわりに¹⁶、3 つの規制緩和を約束せざるを得なかった。この 3 つの約束とは、(a) 関税率の低下、(b) 非関税障壁の撤廃、(c) サービス貿易の開放である。

中国が WTO 加盟に伴って、加盟直前に既に先進国水準の工業製品平均関税率 11.3%¹⁷にまで下がっていたのを 2006 年までに 8.9%まで低下させ、同年までに非

¹⁵ 最恵国待遇原則とは、WTO 加盟国間では常に最恵国待遇を付与しなければならないとする原則である。具体的には、加盟国である A 国が同様に加盟国である B 国に最恵国待遇を付与した場合、他の全ての加盟国は自動的に当該最恵国待遇を享受することが可能となるという原則である。

¹⁶ 内国民待遇原則は、WTO 加盟国の国民、企業を自国の国民、企業と同等に取り扱うことを要請する。この原則は、自国の国民、企業が WTO 加盟国である外国においてビジネスを行う場合には、自国に有利に作用する。しかし、中国の場合、2002 年 11 月の第 16 期共産党大会で「走出去（外に出て行こう）」政策の積極的推進が決定された後、漸くそろそろと海外投資が開始された段階にあるから、内国民待遇原則は中国に有利に働く場面は少ない。むしろ改革開放政策の開始以来、「引进来（中国に来てもらおう）」政策により、圧倒的な数の外資が中国に投資をしているから、内国民待遇原則は、外資を中国公民、国有企業を含む中国企業と同等に取り扱う方向で作用する場面の方が圧倒的多数となる。したがって、WTO 加盟のメリットとして説明されることが多い内国民待遇原則は、中国にデメリットとして作用する要素がより強いものと思われる。

¹⁷ 旧対外貿易経済合作部の HP に掲載されていた「WTO 加盟後の税関関税制度の主要変革 - 2002 年中国投資政策研究討論会の税関総署 WTO 事務弁公室の講演稿 尹利群 2002 年 6 月、香港」(抜粋)

WTO 加盟約束により、わが国は今年から関税低減義務の履行を開始する。低減表により具体的に銘記された低減税率及び低減速度に従い、減税を実施し、関税総平均は 2001 年の 15.3%から 2005 年の 10%前後まで低減する。

2002 年の算術上の平均関税税率は 2001 年の 15.3%から 12%に低減し、低減幅は 21.6%である。そのうち工業製品は 14.8%が 11.3%に低下し、農業製品は 18.8%から 15.8%に低下する。2002 年の税則は全部で 7316 税目あり、5332 税目の税率が低減し、税目総数の 73%を占める。そのうち 4315 税目は関税低減表に規定する最終約束税率に到達し、減税税目総数の 80%以上を占める。251 の IT 製品税目の平均税率は 12.5%から 3.5%に低減し、低減幅は 73%に達する。そのうち 122 税目はゼロ関税であり、IT 製品総税目の 49%を占める。

関税障壁の撤廃を約束した事実は、中国がもはや先進国に近づきつつあることを意味する¹⁸。

また(c)は、1978年12月以来の改革開放政策に大きな転機が訪れたことを意味している。すなわち、前述の通り、改革開放政策の第一の目的は先進的生産技術の導入に、第二の目的は外貨の獲得にあるが、非メーカー型ビジネスであるサービス貿易の開放は、この2つの目的に必ずしもマッチしない外資プロジェクトに中国市場の門戸を開くことを意味しており、これは同時にWTO加盟前後で改革開放政策の意義に大きな変化が生じたことを意味している。サービス貿易の開放約束が全面的に履行されたとき、改革開放政策は上記2つの目的を有する政策から、メーカー、非メーカー型プロジェクトの区別を問わず、外資に広く中国市場を開放することを目的とする政策に進化を遂げることになるのである。

輸入、卸売り、小売の規制緩和は、まさに(c)のサービス貿易開放の約束の恩恵であり、WTO加盟に伴う改革開放政策の進化なしには実現することのなかったものであることが理解できる。

(2) 中国のWTO加盟による規制緩和(その2) - 輸入、卸売り、小売の規制緩和約束

中国がWTO加盟に伴って約束した輸入、卸売り、小売の規制緩和の約束の内容は、次の2001年12月11日のWTO約束表に掲げる通りである。これを2000年12月11日の草案と比較して読むと、同日から2001年12月11日までの1年間に、中国は輸入、卸売りについて相当な譲歩を強いられたことがわかる(一方、小売の場合、草案内容は全てWTO約束表に承継され、新たな合意事項が追加されただけである)。これを解説する前に、まずはWTO約束表を草案と比較して読んで欲しい。

原油、医療設備、鋼材、一部水産品及びオフィス用品等の低減幅は60%から100%であり、多数は主要な税源商品である。2001年の輸入実績計算により、平均税率は加権平均税率は9.5%から5.6%に低減し、低減幅は41.6%である。
これらは第一次(低減)の範囲が広く、幅が大きく、影響が十分明確である実質的な低減であることを十分に示している。

¹⁸ もっとも、「中国現代化2005」によると、中国の1人あたりGDPはアメリカの1892年の水準と同程度であり、中国が先進国として経済大国化できるのは2080年前後であるとの報告がなされている。2001年の中国は日本と約50年、ドイツと約80年、アメリカと約100年の開きがあるとの報告もあり、当の中国はなお先進国に近い発展途上国になったとの意識はないかもしれない(2005年2月19日、同月20日主要マスコミ報道)。

Modes of supply(供給方式): (1) Cross-border supply(越境供給) (2) Consumption abroad (海外消費) (3) Commercial presence (商業的地位) (4) Presence of natural persons (自然人の存在)		
	2000 年 12 月 11 日 Working Party による DRAFT (草案)	2001 年 12 月 11 日の FINAL (WTO 約束表)
Sector or sub-sector (分野又は細目)	Limitations on market access (市場アクセスの制限)	Limitations on market access
B. Wholesale Trade Services ¹⁹ B. 卸売り貿易サービス ²⁰ (excluding salt, tobacco) (塩、タバコは除く)	(1) Unbound (取り決めなし) (2) None (制限なし) (3) A. Foreign service suppliers who meet the following initial conditions may set up joint venture trading companies in the cities of Shanghai and Shenzhen: (次に掲げる初期条件を満たす外国サービス提供者は、上海市及び深セン市において合弁貿易会社を設立することができる) - business volume in the year prior to the application be more than US\$ 5 billion; (申請前 1 年間の取引量が 50 億米ドルを超えること) - average annual trade volume with China during the last three years prior to the application be more than US\$ 30 million; (直近 3 年間の中国との年平均取引量が 3000 万米ドルを	(1) Unbound (2) None (3) Within one year after China's accession to the WTO, foreign service suppliers may establish joint ventures to engage in the commission agents' business and wholesale business of all imported and domestically produced products, except those products that immediately follow. For these products, foreign service suppliers will be permitted to engage in the distribution of books, newspapers, magazines, pharmaceutical products, pesticides and mulching films within three years after China's accession, and to engage in the distribution of chemical fertilizers, processed oil and crude oil within five years after China's accession.

¹⁹ WTO 約束表では“A.Commission Agent' Services”の記載があるが、省略した。

²⁰ “Wholesale Trade Services”を「卸売り貿易サービス」と訳出したが、ここでいう「卸売り」には輸入も含まれる。

	<p>超えること)</p> <p>- establishment of representative office in China be more than 3 years; or investment in China be more than US\$ 30 million;</p> <p>(中国に常駐代表機構を設立して3年を経過するか、中国における投資が3000万米ドルを超えること)</p> <p>- Registered capital of the joint venture shall be no less than 100 million RMB yuan</p> <p>(合併会社の登録資本が1億人民元を下回ってはならないこと)</p> <p>Foreign equity share in joint venture trading companies shall be no more than 49%. The joint venture trading companies shall not engage in wholesale business of domestically produced products. Within 2 years after China's accession, the joint venture trading companies may engage in wholesale business of domestically produced products. Within 2 years after China's accession to the WTO, foreign majority ownership will be permitted. Within 3 years after China's accession, there will be no quantitative or</p>	<p>(中国のWTO加盟後1年以内に、外国サービス提供者は、次に掲げる製品を除き、全ての輸入製品及び国内で生産された製品のコミッション代理業及び卸売業に従事することができる。これらの製品について、外国サービス提供者は、中国のWTO加盟後3年以内に、本、新聞、雑誌、薬品、農薬²¹及び農業用プラスチック・フィルム²²の流通に従事することが認められ、また中国のWTO加盟後5年以内に、化学肥料、精油及び原油の流通に従事することが認められる)</p> <p>Within two years after China's accession to the WTO, foreign majority ownership will be permitted and no geographic or quantitative restrictions will apply. None, within three years after accession, except for chemical fertilizers, processed oil and crude oil within five years after accession.</p> <p>(中国のWTO加盟後2年以内に、外国側の過半数出資が認められ、地理的制限、量的制限は適用されない。加盟後3年以内に、加盟後5年以内とされる化学肥料、精油及び</p>
--	--	--

²¹ pesticide は辞書的には殺虫剤であるが、中国語が「農薬」としているのに従った。

²² 中国語で「農膜」である。

	<p>geographic, or foreign equity restrictions.</p> <p>(合弁貿易会社における外国側の出資持分は 49%を超えてはならない。合弁貿易会社は国内で生産された製品の卸売りに従事してはならない。中国の加盟後 2 年以内に、合弁貿易会社は国内で生産された製品の卸売りに従事することができる。中国の WTO 加盟後 2 年以内に、外国側の過半数出資が認められる。中国の WTO 加盟後 3 年以内に、量的制限若しくは地理的制限、又は外国側の出資比率制限はなくなる)</p> <p>Within 3 years after China's accession to the WTO, the initial conditions listed above will be replaced by the following:</p> <p>(中国の WTO 加盟後 3 年以内に、上記に掲げる初期条件は次の通り改められる)</p> <ul style="list-style-type: none"> - business volume in the year prior to the application be more than US \$ 2 billion; <p>(申請前 1 年間の取引量は 20 億米ドルを超えること)</p> <ul style="list-style-type: none"> - gross asset value in the year prior to the application be more than US \$ 200 million; <p>(申請前 1 年間の総資産価額が 2 億米ドルを超えること)</p> <ul style="list-style-type: none"> - registered capital of the 	<p>原油を除き、制限はなくなる)</p>
--	--	------------------------

	<p>distribution enterprises shall be no less than 40 million RMB Yuan.</p> <p>(流通会社の登録資本は 4000 万人民元を下回ってはならないこと)</p> <p>Unbound for inter-branching.</p> <p>(支店相互間について取り決めなし)</p> <p>B. Within 1 year after China's accession to the WTO, foreign service suppliers may set up joint ventures, distinct from joint venture trading companies mentioned in A, to engage in the wholesale business of all imported and domestically produced products, except those products that immediately follow. For these products, foreign service suppliers will be permitted to engage in the wholesale distribution of books, newspapers, magazines, pharmaceutical products, pesticides and mulching films within 3 years after China's accession, and to engage in the distribution of chemical fertilizers, processed oil and crude oil within 5 years after China's accession.</p> <p>(中国の WTO 加盟 1 年以内に、外国サービス提供者は A</p>	
--	--	--

	<p>に述べた合弁貿易会社とは異なる、次に掲げる製品を除く全ての輸入製品及び国内で生産された製品の卸売業に従事する合弁会社を設立することができる。これらの製品について、外国サービス提供者は、中国の WTO 加盟後 3 年以内に本、新聞、雑誌、薬品、農薬及び農業用プラスチック・フィルムの卸売り流通に従事することが認められ、また中国の WTO 加盟後 5 年以内に化学肥料、精油及び原油の流通に従事することが認められる)</p> <p>Within 2 years after China's accession to the WTO, foreign majority ownership will be permitted and no geographic or quantitative restrictions will apply. Within 3 years after China's accession to the WTO, there will be no restriction on equity/form of establishment. None, starting no later than 5 years after China's accession.</p> <p>(中国の WTO 加盟後 2 年以内に、外国側の過半数出資が認められ、地理的制限又は量的制限は適用されない。中国の WTO 加盟後 3 年以内に、設立の出資、形式についての制限はなくなる。中国の加盟後 5 年以内に、いかなる制限もなくなる)</p>	<p>(4) Unbound except as indicated in Horizontal Commitments.</p>
--	---	---

	<p>(4) Unbound except as indicated in Horizontal Commitments. (水平的約束で示されたものを除き、取り決めなし)</p>	
<p>C. Retailing Services C.小売サービス (excluding tobacco) (タバコを除く)</p>	<p>(1) Unbound except for mail order. (郵便による発注を除き、取り決めなし)</p> <p>(2) None (制限なし)</p> <p>(3) Foreign service suppliers may supply services only in forms of joint ventures in five Special Economic Zones (Shenzhen, Zhuhai, Shantou, Xiamen and Hainan) and six cities (Beijing, Shanghai, Tianjin, Guangzhou, Dalian and Qingdao). In Beijing and Shanghai, a total of no more than four joint venture retailing enterprises are permitted respectively. In each of the other cities, no more than two joint venture retailing enterprises will be permitted. Two joint venture retailing enterprises among the four to be established in Beijing may set up their branches in the same city (i.e. Beijing). (外国サービス提供者は5つの経済特区 (深セン、珠海、汕頭、廈門、海南) 及び6つの都市 (北京、上海、天津、</p>	<p>(1) Unbound except for mail order.</p> <p>(2) None</p> <p>(3) Foreign service suppliers may supply services only in forms of joint ventures in five Special Economic Zones (Shenzhen, Zhuhai, Shantou, Xiamen and Hainan) and six cities (Beijing, Shanghai, Tianjin, Guangzhou, Dalian and Qingdao). In Beijing and Shanghai, a total of no more than four joint venture retailing enterprises are permitted respectively. In each of the other cities, no more than two joint venture retailing enterprises will be permitted. Two joint venture retailing enterprises among the four to be established in Beijing may set up their branches in the same city (i.e. Beijing).</p>

	<p>広州、大連及び青島)に限り、合弁の形式でサービスを提供することができる。北京及び上海では、全部で4つを超えない合弁小売企業が個別に認められる。他都市のいずれかにおいて、2つを超えない合弁小売企業が認められる。北京で設立された4つのうち2つの合弁小売企業は、同じ都市(例えば北京)で支店を開設することができる)</p>	<p>Upon China's accession to the WTO, Zhengzhou and Wuhan will be immediately open to joint venture retailing enterprises. Within two years after China's accession to the WTO, foreign majority control will be permitted in joint venture retailing enterprises and all provincial capitals, Chongqing and Ningbo will be open to joint venture retailing enterprises.</p> <p>(中国のWTO加盟に際し、鄭州及び武漢は直ちに合弁小売企業に対して開放する。中国のWTO加盟後2年以内に、外国側の過半数支配が合弁小売企業及び全ての省都において認められる。重慶及び寧波は合弁小売企業に対して開放される)</p> <p>Foreign service suppliers will be permitted to engage in the</p>
--	---	---

		<p>retailing of all products, except for the retailing of books, newspapers and magazines within one year after accession, the retailing of pharmaceutical products, pesticides, mulching films and processed oil within three years after accession and retailing of chemical fertilizers within five years after accession.</p> <p>(外国サービス提供者は、加盟後 1 年以内において、本、新聞及び雑誌の小売を除き、また加盟後 3 年以内において、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム及び製油の小売を除き、さらに加盟後 5 年以内において、化学肥料の小売を除き、製品の販売に従事することが認められる)</p> <p>None, within three years after accession, except for;</p> <p>(加盟後 3 年以内に制限はなくなる。但し、次のものを除く)</p> <p>- retailing of chemical fertilizers, within five years after accession;</p> <p>(加盟後 5 年以内である化学肥料の小売)</p> <p>and- those chain stores which sell products of different types and brands from multiple suppliers with more than 30 outlets. For such chains stores</p>
--	--	--

		<p>with more than 30 outlets, foreign majority ownership will not be permitted if those chain stores distribute any of the following products; motor vehicles (for a period of five years after accession at which time the equity limitation will have been eliminated), and products listed above and in Annex 2a of the Protocol of China's WTO Accession. The foreign chain store operators will have the freedom of choice of any partner, legally established in China according to China's laws and regulations.</p> <p>(30 店舗を超える多様な供給者から異なる種類及びブランドの製品を販売するチェーンストア。30 店舗を超えるチェーンストアについて、外国側の過半数出資は、当該チェーンストアが次の製品のいずれかを販売する場合は、認められない。自動車(出資制限がなくなる加盟後5年以内の期間において)並びに上記及び中国のWTO加盟議定書の添付2aに掲げる製品。外国のチェーンストア運営者は、中国の法律、法規により中国において適法に設立されたいかなるパートナーも選択する自由を有する)</p>
--	--	---

		(4) Unbound except as indicated in Horizontal Commitments.
--	--	--

草案と WTO 約束表を比較して読むと、次の 2 つのポイントに気付く。

第一のポイント

草案では Wholesale Trade Services (卸売り貿易サービス) は A のタイプと B のタイプに分かれている。前者は WTO 加盟直後には「国内で生産された製品の卸売りに従事してはならない」とされているから、前述した 1996 年 9 月 30 日公布・施行の試験暫定弁法が規定する合弁対外貿易会社に相当するものであることがわかる。後者は国内で生産された製品も輸入製品も均しく取り扱うことができるから、1999 年 6 月 25 日公布・施行の試験弁法が規定する外商投資卸売企業に相当するものであることがわかる。ところが、WTO 約束表では、A のタイプと B のタイプの区別が放棄され、合弁対外貿易会社と外商投資卸売企業の区別がなくなったことがわかる (A のタイプが消滅し、B のタイプに一本化されたともいえる)。

第二のポイント

草案では A のタイプについて外国サービス提供者の要件に厳しい制限が付され、合弁貿易会社の最低登録資本も高額に設定されていたが、A のタイプが消滅したことにより、こうした制限には意味がなくなった。

上記 2 つのポイントを見ると、中国が加盟直前の 2001 年 7 月の WTO 会議での紛糾を経て、輸入、卸売りについて、従前の二元的管理 (A のタイプと B のタイプの区別) を捨てて、一元的管理を余儀なくされ、しかも要件的に制限のない B のタイプに統一したことから、外資に対する輸入、卸売りを完全開放する合意をしたものとの評価することができる。これは外資にとってこの上ない合意であり、中国の決断を高く評価する声が多方面から聞かれるに至った。

もっとも、WTO は多国間で締結される一種の条約であるが、条約が自働執行条約 (self-executing treaty) すなわち国内法の手当てなしに執行される条約と解されることが過去多かった中国においても、WTO 約束表はその内容の抽象性より、これを執行するための国内法の手当てなしには執行力を有しない非自働執行条約 (non self-executing treaty) であると理解されている。したがって、何事にせよ、WTO 約束表の実現には個別法令を必要とするのである (運用面での改善で WTO 約束表に違背するとの批判を回避できる論点もあるが、輸入、卸売り、小売プロジェクトの実施に関しては、個別法令を必要とする)。

(3) 中国の WTO 加盟による規制緩和 (その 3) - 対外貿易経営権の完全開放

前述の通り、中国の WTO 加盟に伴って外資による輸入、卸売り、小売の規制緩和が実現したが、一方で、対外貿易経営権を WTO 加盟後 3 年以内に完全開放すること

も約束された。外資による輸入の規制緩和と対外貿易経営権の開放の関係は一般的によく理解されておらず、両者の意義が混同されていることも多い。そこで、ここではこの誤解を解くために、対外貿易経営権の完全開放の意義について、解説する。

対外貿易経営権は「対外貿易法」に基づき認められる法的資格である。「対外貿易法」は2004年4月6日公布、同年7月1日施行の改正法令が上記の約束を実現するものとして有名であるが、旧「対外貿易法」は1994年5月12日に公布、同年7月1日に施行されている。対外貿易経営権についての最も重要な理解は、当該権利は外国企業及び外国企業と擬制される地域の企業（香港企業、マカオ企業、台湾企業）と直接自らの名義で物及び技術の輸出入を行うことができる法的資格で、自主通関権を伴うものであるにすぎず、業として輸出入プロジェクトを実施可能にする権利ではないという点である²³。このことを端的に証明するためには、次の点を挙げるのが最も分かりやすい。生産型外商投資企業は旧「対外貿易法」第9条に基づき、生産活動に必要な生産設備及び部材の輸入並びに自社製品の輸出を行うことを目的として、アプリアリに対外貿易経営権を付与されていた。しかし、このことは生産型外商投資企業が業として第三者が生産した製品の輸出入プロジェクトを行うことができることを意味しない。例え親会社製品であっても、生産型外商投資企業が勝手に輸入を行えば、経営範囲の逸脱を理由として行政処罰を受ける^{24・25}。このこと

²³ 輸出入プロジェクトを実施可能にするには、当該プロジェクトを記載したFS報告書について審査認可機関の認可を得て、これを経営範囲に反映させることが必要である。

²⁴ 経営範囲の逸脱を理由とする行政処罰は、罰金（刑事処罰としての「罰金」ではなく、行政処罰としての「罰款」 - 中国語 - である。10万人民元を上限とする）不法所得没収（違法な輸入プロジェクトについて、国内販売額と輸入額との差額が不法所得として認識される）最悪の場合、営業許可証の取消しである（「公司登記管理条例」第71条、「企業法人登記管理条例施行細則」第63条第1項第4号。外商投資企業に両法令の適用があることの法的根拠として、「公司登記管理条例」第75条、「企業法人登記管理条例」第2条）。これらの行政処罰の発動権限を有する政府行政機関は、国家工商行政管理総局及びその地方出先機関である。

²⁵ 生産型外商投資企業が経営範囲を逸脱する輸入を行った違法を自認した事例

NIKKEI NET (<http://www.nikkei.co.jp/china/>) 中国ビジネス特集 2005年1月18日（タイトル）カネボウ化粧品、中国での販売一時停止・法令違反発覚
カネボウ化粧品（東京・港、知識賢治社長）は18日、中国での輸入化粧品販売に関し法令違反が発覚、全商品を店頭から一時撤去したと発表した。現地生産品についても原料の輸入申請で不備がある恐れがあり、販売を一時停止した。同社はカネボウから昨年5月に分離、産業再生機構の支援を受けて経営再建中だが、強化対象だった海外事業で早くもつまらずいた格好だ。現地法人の上海カネボウ化粧品は1999年7月から市場調査・テスト販売の名目で年間売上高50万米ドルを上限に化粧品の輸入販売許可を得た。しかし、2000年度に売上高が上限を超えたにもかかわらず、市場調査・テスト販売名目での販売を続けていた。上限を超えた場合、卸売経営権（筆者注：対外貿易経営権でなく、経営範囲上認められた輸入プロジェクトを実施できる法的資格の意味に読み替えるべきである）が必要だが、同社は取得していなかった。さらに、日本から輸入していた現地生産品の原料で、原産地証明を取得する前に搬入していた事実も発覚した。このため、輸入品、現地生産品とも一時

からも明らかな通り、対外貿易経営権は輸入プロジェクトの前提となる法的資格であるということではできても、それだけで輸入プロジェクトの実施が可能になるわけではないのである。

では、対外貿易経営権の開放の意義はどこにあるのか。

この点について、1980年代には対外貿易経営権は大型国有企業を中心とする6000程度の少数の中国企業にのみ認められていた（外商投資企業は除く）。したがって、外国企業又は外国企業と擬制される地域の企業と物及び技術の輸出入を行うことを希望する中国企業、中国公民は、必ず対外貿易経営権を有し、かつ、輸出入貿易を行う経営範囲を有する大型国有企業に通関を含む一切の輸入手続を委託せざるを得なかったのである。これにより、大型国有企業等は実質的な輸出入者である中国企業、中国公民のために形式的な輸出入者となって（外国企業等との関係で、形式的に売主、買主となることができるのは、対外貿易経営権を有する大型国有企業である）寡占的に利ざやを稼ぐことができていた。こうした対外貿易経営権の寡占は、1990年代に当該権利の付与要件の緩和を通じて徐々に希薄化していったが、依然、程度の差こそあれ寡占化傾向を看取できた。ところが、WTO加盟に伴って対外貿易経営権は国家の認可を要することなしに、全ての中国企業、中国公民に付与されることが約束されたから、これを実現する新「対外貿易法」の施行後は、全ての中国企業、中国公民は希望しさえすれば、対外貿易経営権を得て、自らが費消する部材、自らが使用する設備、自らが生産した製品について、自主通関権を享受する前提で自ら処置することが可能となる。ここに対外貿易経営権の開放の大きな意義がある。しかし、これは同時に、寡占構造の上に胡坐をかいて、経営努力を怠ってきた多数の大型国有貿易商社などが1990年代にも増して、経営危機に陥りやすい産業構造が形成されることを意味している。

(4) 中国のWTO加盟による規制緩和(その4) - 投資性会社に対する輸入の規制緩和 (その1)

2001年12月11日の中国のWTO加盟に先駆けて、投資性会社の輸入の規制緩和が実現した。同年5月31日公布・施行の『外国投資家が投資設立する投資性会社に関する暫定規定』の補充規定(現在廃止)が次の通り規定したのがその法的根拠である。

第3条 投資性会社が投資先企業の生産する製品を購入し、システム集積の実施後、国内外で販売することを許可するが、投資先企業が生産する製品が完全にシステム集積の必要を満足できない場合は、投資性会社が国内外でシステム集積セット製品を調達することを許可する。但し、購入するシステム集積セット製品の価格はシステム集積に必要な全製品価格の50%を超えてはならない。

第4条 投資性会社が投資先企業の生産開始前又は投資先企業の新製品の生産開始

店頭販売を中止した。

前に、製品市場開発を行うために、原審査認可部門の認可を経て、投資性会社がその親会社から少量の投資先企業が生産する製品と同一又は類似する輸入割当管理が行われていない製品を輸入し、国内で試験販売することを許可する。

第 5 条 投資性会社が上述のシステム集積セット製品を輸入し、又は試験販売製品を輸入するには、投資性会社の登録資本中の現金（外貨）出資、外貨利潤又は域外外貨借款資金を使用しなければならない。上述の輸入金額は、毎年累計で会社の登録資本の現金（外貨）出資の 20%を超えてはならない。当年度の輸入金額が会社の登録資本中の現金（外貨）出資の 20%を超えない剰余部分について、次年度に繰り越し使用することはできない。

第 6 条 投資性会社が本規定中、第 1 条、第 3 条、第 4 条に掲げる経営活動に従事するには、修正後の契約、定款等の関係申請書類を規定する手続に従って対外貿易経済合作部に報告し、認可を得、かつ、以下の条件に符合しなければならない。

- (一) 投資性会社の登録資本が既に契約、定款の規定により期限に従って納付されており、実際納付した登録資本額が 3000 万米ドルを下回らないこと
- (二) 法により経営し、違法記録がないこと

もっとも、2001 年 5 月 31 日の規制緩和は、対象製品がシステム集積セット製品及び市場試験販売製品に限定され、登録資本の現金（外貨）出資の 20%を超えてはならないという量的制限があり、旧対外貿易経済合作部の経営範囲の拡張的変更についての認可を得るほか、輸入対象製品が上記に該当するかについて、個々同部に確認をしなければならないという煩瑣を伴うものであり、到底、自由なものということとはできないものであった。

しかし、1999 年 8 月 24 日の卸売りの規制緩和と合わせて、輸入、卸売りの規制緩和が WTO 加盟前に実現したことから、上場企業を中心に、投資性会社のさらなる経営範囲の拡張が早急に行われるとの期待が一層高まる契機となった。

(5) 中国の WTO 加盟による規制緩和（その 5） - 第 2 次修正版指導目録の登場

2002 年 4 月 1 日施行の第 2 次修正版の指導目録は、WTO 約束表を受けて、一般の輸入、卸売り、小売をいずれも奨励類（国家が導入を奨励する外資プロジェクト）に格上げした²⁶。もっとも、同日現在では、なお 1996 年 9 月 30 日公布・施行の試験暫定弁法及び 1999 年 6 月 25 日公布・施行の試験弁法が有効に存在していたから、指導目録の法的限界（指導目録は時々の外資導入政策を明らかにするだけであり、個別法令のない限り、そのみで特定の外資プロジェクトの実施を可能にするものではない）と相俟って、なお輸入、卸売り、小売に関する WTO 加盟後の規制緩和は実現しなかった。

²⁶ 2005 年 1 月 1 日施行の第 3 次修正版の指導目録においても、輸入、卸売り、小売の位置付けは奨励とされており、第 2 次修正版と比較して、変化はない。

(6) 中国の WTO 加盟による規制緩和 (その 6) - 合弁対外貿易会社の新法令の評価

WTO 加盟後、2003 年 1 月 31 日公布、同年 3 月 2 日施行の「中外合弁対外貿易会社設立に関する暫定弁法」(以下「輸入暫定弁法」という) が登場した。輸入暫定弁法は、輸入に関する完全な規制緩和約束を実現するものと期待されたが、その内容は次の通り。

第 2 条 本弁法は外国の公司、企業 (以下「外国側投資者」という) が中国の公司、企業 (以下「中国側投資者」という) と中国国内に設立する専門的に対外貿易経営活動に従事する中外合弁対外貿易会社 (以下「合弁対外貿易会社」という) に適用する。

第 3 条 合弁対外貿易会社は有限責任公司とする。合弁対外貿易会社の登録資本において、外国側投資者の占める比率は 25% 以上でなければならない。

第 4 条 合弁対外貿易会社を設立するには以下の条件に適合しなければならない。

(一) 外国側投資者の申請前 3 年間の年平均対中貿易額が 3000 万ドル以上であること。合弁対外貿易会社の登録地が中西部地区にある場合は、外国側投資者の申請前 3 年間の年平均対中貿易額は 2000 万ドル以上であること。

(二) 中国側投資者は対外貿易経営権を有していなければならない。申請前 3 年間の年平均輸出入額が 3000 万ドル以上であること。合弁対外貿易会社が中西部地区に登録する場合は、中国側投資者の申請前 3 年間の年平均輸出入額が 2000 万ドル以上であること。

(三) 合弁対外貿易会社は下記の条件を備えなければならない。

1、登録資本は 5000 万人民元を下回ってはならない。登録地が中西部地区にある場合は、登録資本は 3000 万人民元を下回ってはならない。

2、自己の名称と組織機構を有すること。

3、その対外貿易経営活動に相応しい営業場所、専門人員及びその他の備えなければならない物質的条件を有すること。

第 8 条 合弁対外貿易会社は国の関係規定に基づいて、批准を得た経営商品の範囲内で貨物、技術の輸出入及び関連サービスを自営又は代理し、当該会社の輸入する商品の国内卸業務を経営しなければならない。

第 16 条 2003 年 12 月 11 日以前は、中国側が合弁対外貿易会社の登録資本の中で占める比率が 51% を下回る申請は暫時受理しない。

WTO 加盟後 1 年を経過して公布・施行された輸入暫定弁法第 2 条は「中国の WTO 加盟後 1 年以内に、外国サービス提供者は、次に掲げる製品を除き、全ての輸入製品及び国内で生産された製品のコミッション代理業及び卸売業に従事することができる」との WTO 約束表に違反していたからである。WTO 約束表を 2000 年 12 月 11 日の草案と比較すれば、輸入製品のみを取り扱い、国内で生産する製品を取り扱うことができない輸入専門商社 (合弁対外貿易会社) - 草案の規定する A のタイプ

- を廃止し、輸入製品及び国内で生産する製品の双方を取り扱うことができる 1 つの卸売り会社 - 草案の規定する B のタイプ - のみを認める趣旨が明らかであり、そうであればこのタイプの卸売り会社のみを規定する法令を制定するのが WTO 約束表を忠実に履行するのにふさわしいところ、輸入暫定弁法は WTO 約束表により排除されたはずの二元的管理に戻ることを宣言するようなイメージを伴ったのである（輸入暫定弁法第 2 条の「中国国内に設立する専門的に対外貿易経営活動に従事する中外合弁対外貿易公司」の文言が草案の規定する A のタイプを想定していることは明白である）。WTO 約束表では設定をしないこととなった外国側当事者の厳格な要件や合弁対外貿易会社の最低登録資本の要件をなお排除せずに、留保していることも、上記のイメージを想起させるのに一役を担った。中国が WTO 約束表を遵守するならば、卸売り及び輸入を全く制限なしに実施可能な会社 - 草案の規定する B のタイプの会社 - が WTO 加盟後 3 年を経過する 2004 年 12 月 11 日までに実現されたはずだからである。

(7) 中国の WTO 加盟による規制緩和 (その 7) - CEPA の意義と評価

2003 年 4 月、衛生部及び北京市は、SARS (新型肺炎) の蔓延の事実を認めた。SARS の蔓延は、順調な発展を遂げていた中国経済に突如、暗い影を投げかけた。SARS によるマイナスインパクトは香港において、一層顕著であった。そこで、香港の被った経済被害の早期回復を主たる目的として、2003 年 6 月 30 日に、CEPA (Hong Kong and Mainland Closer Economic Partnership Arrangement。香港及び大陸の経済のさらなる緊密化協定) が締結された (CEPA 実施細則の締結は 2004 年 9 月 29 日)。

CEPA の特徴は 2 つある。1 つは香港製品について、ゼロ関税率を実現することであり、他の 1 つはサービス貿易の WTO 約束表よりも前倒し実現を図ることである。後者との関係で、次の要件を満たす限り、輸入、卸売り、小売に関する規制緩和の前倒し実現が約束された。

Sectors or sub-sectors (分野又は細目)	4. Distribution services (流通サービス) A. Commission agents' services (excluding salt and tobacco) コミッション代理サービス (塩、タバコを除く) B. Wholesale trade services (excluding salt and tobacco)
--	---

	卸売り貿易サービス（塩、タバコは除く）
Specific commitments (具体的な約束)	<p>1. To allow Hong Kong service suppliers to provide, in the form of wholly-owned operations, commission agents' services and wholesale trade services and to set up wholly-owned external trading companies in the Mainland.²⁷</p> <p>(香港サービス提供者が大陸において 100%所有された運営形式でコミッション代理サービス及び卸売りサービスを提供し、また 100%所有の対外貿易会社を設立することを許可する)</p> <p>2. To apply for the setting up of wholesale commercial enterprises in the Mainland on a wholly-owned, equity joint venture, or contractual joint venture basis, Hong Kong service suppliers must fulfill the following conditions:</p> <p>(大陸において 100%所有、合併又は合作ベースで卸売商業企業の設立を申請するためには、香港サービス提供者は次の条件を満たさなければならない)</p>
	<p>The average annual sales value of a Hong Kong service supplier in the preceding 3 years is not less than US\$30 million; the asset in the preceding year is not less than US\$10 million; the minimum registered capital for setting up an enterprise in the Mainland is RMB 50 million. For setting up a wholesale commercial enterprise in the Central and Western Region², the average annual sales value of a</p>

²⁷ The wholesale trade services and commission agents' services provided by Hong Kong service suppliers in the Mainland in respect of books, newspapers, magazines, pharmaceutical products, pesticides, mulching film, chemical fertilizers, processed oil and crude oil remain subject to Mainland's commitments to members of the World Trade Organization. (香港サービス提供者が大陸で提供する本、新聞、雑誌、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、精油及び原油に関する卸売りサービス及びコミッション代理サービスは、なお大陸の WTO 加盟国に対する約束に従う)

² In this Annex, the Central and Western Region include Central Region and Western Region. Western Region refers to 12 provinces/autonomous regions/municipality including Chongqing, Sichuan, Guizhou, Yunnan, Tibet, Shaanxi, Gansu, Qinghai, Ningxia, Xinjiang, Inner Mongolia and Guangxi; and Xianxi Tugia-Miao Autonomous Prefecture of Hunan Province, Enshi Tugia-Miao Autonomous Prefecture of Hubei Province and Yanbian Korean Autonomous Prefecture of Jilin Province. Central Region refers to 8 provinces including Heilongjiang, Jilin, Shanxi, Henan, Hubei,

	<p>Hong Kong service supplier in the preceding 3 years is not less than US\$20 million; the minimum registered capital is RMB 30 million.</p> <p>(香港サービス提供者の直近3年間の平均年間販売価額が3000万米ドルを下回らず、直近1年間の資産が1000万米ドルを下回らないこと。大陸で企業を設立するための最低登録資本は5000万人民元とする。中西部地区で卸売商業企業を設立するためには、香港サービス提供者の直近3年間の平均年間販売価額が2000万米ドルを下回らないこと。最低登録資本は3000万人民元とする)</p>
	<p>3. To apply for the setting up of external trading companies in the Mainland on a wholly-owned, equity joint venture or contractual joint venture basis, the Hong Kong service suppliers must fulfill the following conditions:</p> <p>(大陸において100%所有、合併又は合作ベースで対外貿易会社の設立を申請するためには、香港サービス提供者は次の条件を満たさなければならない)</p> <p>The average annual trade value with the Mainland of a Hong Kong service supplier in the preceding 3 years is not less than US\$10 million; for setting up an external trading company in the Central and Western Region, the average annual trade value with the Mainland of a Hong Kong service supplier in the preceding 3 years is not less than US\$5 million; the minimum registered capital for setting up a company in the Mainland is RMB 20 million; for setting up an external trading company in the Central and Western Region, the minimum registered capital is RMB 10 million.</p> <p>(香港サービス提供者の直近3年間の大陸との平均年間貿易価額</p>

Hunan, Anhui and Jiangxi. (この付属文書において、中西部地区には中部地区及び西部地区が含まれる。西部地区は重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、内モンゴル及び広西、並びに湖南省の湘西土家・苗族自治区、湖北省の恩施土家・苗族自治区及び吉林省の延辺朝鮮自治区を含む12の省、自治区、直轄市をいう。中部地区は黒龍江、吉林、山西、河南、湖北、湖南、安徽及び江西を含む8省をいう)

	<p>が 1000 万米ドルを下回らないこと。中西部地区において対外貿易会社を設立するには、香港サービス提供者の直近 3 年間の大陸との平均年間貿易価額が 500 万米ドルを下回らないこと。大陸において会社を設立するための最低登録資本は 2000 万人民元とする。中西部地区において対外貿易会社を設立するためには、最低登録資本は 1000 万人民元とする)</p>
	<p>4. There are no geographic restrictions for Hong Kong service suppliers to provide, in the form of wholly-owned operations, commission agents' services and wholesale trade services in the Mainland.</p> <p>(香港サービス提供者が 100% 所有の運営形式で、大陸においてコミッション代理サービス及び卸売りサービスを提供するのに、地理的制限はない)</p>
Sectors or sub-sectors	<p>4. Distribution services</p> <p>C. Retailing services (excluding tobacco)</p> <p>小売サービス (タバコを除く)</p>
Specific commitments	<p>1. To allow Hong Kong service suppliers to set up wholly-owned retail commercial enterprises in the Mainland.²⁸</p>

	<p>retail commercial enterprises in the Mainland.²⁸</p> <p>(香港サービス提供者が大陸において 100%所有の小売商業企業を設立することを許可する)</p> <p>2. To apply for the setting up of retail commercial enterprises in the Mainland on a wholly-owned, equity joint venture or contractual joint venture basis, Hong Kong service suppliers must fulfill the following conditions:</p> <p>(大陸において 100%所有、合弁又は合作ベースで小売商業企業の設立を申請するためには、香港サービス提供者は次の条件を満たさなければならない)</p> <p>The average annual sales value of a Hong Kong service supplier in the preceding 3 years is not less than US\$100 million; the minimum asset in the previous year is US\$10 million; the minimum registered capital for setting up an enterprise in the Mainland is RMB 10 million. For setting up a retail commercial enterprise in the Central and Western Region, the minimum registered capital is RMB 6 million.</p> <p>(香港サービス提供者の直近3年間における平均年間販売価額が1億米ドルを下回らないこと。前年における最低資産は1000万米ドルとする。大陸において企業を設立するための最低登録資本は1000万人民元とする。中西部地区において小売商業企業を設立するためには、最低登録資本は600万人民元とする。)</p> <p>3. To allow Hong Kong service suppliers to set up retailing enterprises in all cities at the prefectural level in the Mainland, and</p>
--	---

²⁸ The retailing services provided by Hong Kong service suppliers in the Mainland in respect of books, newspapers, magazines, pharmaceuticals, pesticides, mulching film, chemical fertilizers, staple food, vegetable oil, edible sugar, cotton and processed oil remain subject to Mainland's commitments to members of the World Trade Organization. (香港サービス提供者が大陸で提供する本、新聞、雑誌、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、主要食品、野菜油、食用砂糖、綿花及び精油に関する小売サービスは、なお大陸のWTO加盟国に対する約束に従う)

	<p>cities at the county level in Guangdong Province.</p> <p>(香港サービス提供者が大陸の省レベルの全ての都市及び広東省の区レベルの市において小売企業を設立することを許可する)</p>
	<p>4. To allow Hong Kong service suppliers to set up wholly owned retailing enterprises in the Mainland for sale of motor vehicles.²</p> <p>(香港サービス提供者が大陸において自動車販売のための100%所有の小売企業を設立することを許可する)</p> <p>5. To allow Hong Kong permanent residents with Chinese citizenship to set up, in accordance with the relevant laws, regulations and administrative regulations, individually owned stores in Guangdong to provide retailing services excluding franchising operation, without being subject to the approval procedures applicable to foreign investments. The sales area of such stores should not exceed 300 square metres.</p> <p>(中国公民資格を有する香港の永住者が関連する法律、法規に従って、広東省において個人所有の店舗を設立し、外国投資に適用される認可手続に従うことなしに、フランチャイズ運営を除く小売サービスを提供することを許可する。この店舗の販売面積は300平米を超えてはならない)</p>

(8) 中国の WTO 加盟による規制緩和 (その 8) - WTO 加盟後 2 年経過時の不履行

² Chain stores with more than 30 outlets remain subject to Mainland's commitments to members of the World Trade Organization. (30 店舗を超えるチェーンストアは、なお大陸の WTO 加盟国に対する約束に従う)

2003年12月11日はWTO加盟後2年を経過する日である。しかし、前述の通り、当日が到来しても、依然として試験弁法は有効に存在した。試験弁法は、卸売りについて外資過半数出資を認めないから、「中国のWTO加盟後2年以内に、外国側の過半数出資が認められ(る)」という卸売りに関するWTO約束表は不履行となり、また試験弁法は、小売について3店舗以下の量的制限を遵守した場合にしか外資過半数出資を認めないし、全ての省都での合弁開設を認めないから、「中国のWTO加盟後2年以内に、外国側の過半数支配が合弁小売企業及び全ての省都において認められる」という小売に関するWTO約束表は不履行となる。

2001年12月11日のWTO加盟の翌年2002年には、中国に対する辛口コメントで知られるアメリカ通商代表部でさえ、中国のWTO約束表を前倒し実現しようとする姿勢を評価していたのであるが、2003年12月11日という節目における不履行は、外資の失望を招くと同時に、輸入、卸売、小売の全面開放は、約束こそしたものの、国内産業保護という無視できない障壁との狭間で、実現されないか、又は実現されたとしても、様々な理屈で不完全な形で実現しかなされないのではないかとの不安が巻き起こったのである。

(9) 中国のWTO加盟による規制緩和(その9) - 投資性会社に対する輸入の規制緩和
(その2)

この不安が一層高まることとなった契機として、2004年2月13日公布、同年3月14日施行の「外国投資家の投資性会社の投資設立に関する規定」(以下「2月13日改正法令」という)を指摘することができる。2月13日改正法令は、投資性会社を一般の投資性会社及び国家級地区本部²⁹(多国籍企業の地区本部)の認定を受ける投資性会社の二種類に分類し、前者については1999年8月24日及び2001年5月31日の投資性会社に関する改正法令の規定する規制開放と基本的に変わらない輸入、卸売りの権能しか認めないが³⁰、後者については相当な規制緩和、すなわち親会社(多国籍企業)製品並びに投資先企業、多国籍企業のために提供するメンテナンスサービスに必要な原材料、補助材料及び部品の輸入について、量的制限のない容認をした。もっとも、WTO加盟後3年を経過する節目の年になっても、投資性会社というWTO約束表の前倒し実現が約束された存在についてすら、

²⁹ 北京市、上海市の地方性法規により地方級の地区本部の認定を受ける投資性会社があり、これと対比する意味で国家級の地区本部と呼ぶ。地方級の地区本部は、地方性法規の制定権限の限界(中央法令に違反できない)より、特段の創造的意義を享受できなかった。

³⁰ 卸売りについて、10%以上を出資する投資先企業の生産する製品のみを卸売りができるという点で、権能に変化はない。輸入について、対象製品をシステム集積セット製品及び市場試験販売製品に限定することに変わりはないが、2003年3月7日公布、同年4月6日施行の「『外国投資家の投資性会社の投資設立に関する暫定規定』の改正及びその補充規定に関する決定」により、年間輸入可能な量的制限が登録資本の現金(外貨)出資部分の20%から35%に緩和されていたのを、さらに登録資本と同額にする(しかも外貨出資には固執しない)ところまで規制緩和した(2月13日改正法令第15条)。

多数の外資にやはり中国は輸入、卸売りに関しては、WTO 約束表を遵守しないのではないかという不安を増大させることになったのである。

第 22 条 条件に合致する投資性会社は、多国籍企業の地区本部（以下「地区本部」という）の認定を申請することができ、かつ法に基づき変更手続を行うことができる。

（１）投資性会社が地区本部の認定を申請するには、次に掲げる条件に合致しなければならない。

既に払い込まれた登録資本が 1 億米ドルを下回らないこと、又は既に払い込まれた登録資本が 5000 万米ドルを下回らず、申請前 1 年間の投資先企業の資産総額が 30 億人民元を下回らず、かつ利益総額が 1 億人民元を下回らないこと（連結財務諸表に関する規定に基づき計算する）

本規定第 8 条の規定に合致すること

関連規定に基づき、既に研究開発機構を設立していること

（２）地区本部に認定された投資性会社は、中国における経営活動に従事するための実際の必要性に基づき、次に掲げる業務を営むことができる。

本規定第 10 条、第 15 条に規定する業務

多国籍企業の製品を輸入と国内販売

投資先企業、多国籍企業のために提供するメンテナンスサービスに必要な原材料、補助材料及び部品を輸入すること

（以下省略）

親会社製品の量的制限のない輸入を希望する一部企業（エプソン、松下電産、オムロン等）は、2 月 13 日改正法令第 22 条第 1 項の厳しい要件をクリアして、国家級地区本部の認定を受けたが、当該要件をクリアすることが大多数の投資性会社にとって容易でないこと、WTO 加盟後 3 年を経過する 2004 年 12 月 11 日には、中国が WTO 約束表を遵守する限り、輸入、卸売りは制限なしの完全規制緩和が（大きな不安があったにせよ法的には）実現するはずであったことから、国家級地区本部の認定申請がトレンド化することはなかった。

（10）中国の WTO 加盟による規制緩和（その 10） - 管理弁法と「対外貿易法」の登場

2003 年 1 月 31 日公布の輸入暫定弁法、同年 6 月 30 日及び 9 月 29 日の CEPA、

同年 12 月 11 日の WTO 加盟後 2 年の WTO 約束表不履行、2 月 13 日改正法令の投資性会社の小規模な規制緩和の 4 つは、少なくとも 2004 年 2 月の時点では、中国の輸入、卸売、小売に対する規制緩和を望む大多数の外資企業にとって、政策態度としては十分なものではなかった。

その後薄熙来新商務部長が、前任の商務部長が体調不良を理由に退任したのを受けて、2004 年 2 月 29 日に就任した。そして、就任後僅か 2 ヶ月足らずで、2 つの重要法令、すなわち 2004 年 4 月 6 日に対外貿易経営権の全面的開放を内容とする新

「対外貿易法」を公布し、同月 16 日に管理弁法を公布したのである。

第三、管理弁法の内容及び運用並びに既存進出企業に対する影響の検討

一、管理弁法の内容の検討

1、はじめに

管理弁法は WTO 約束表を忠実に履行したものである。そこで、その内容を検討するには、WTO 約束表と照らし合わせ、これが反映された内容を確認するのが妥当である。そこで、以下、そのようにして内容を検討する。

2、輸入、卸売りに関する内容の検討

(1) 輸入、卸売りに関する WTO 約束表の内容は次の 2 つである。

中国の WTO 加盟後 1 年以内に、外国サービス提供者は、次に掲げる製品を除き、全ての輸入製品及び国内で生産された製品のコミッション代理業及び卸売業に従事することができる。これらの製品について、外国サービス提供者は、中国の WTO 加盟後 3 年以内に、本、新聞、雑誌、薬品、農薬及び農業用プラスチック・フィルムの流通に従事することが認められ、また中国の WTO 加盟後 5 年以内に、化学肥料、精油及び原油の流通に従事することが認められる。

中国の WTO 加盟後 2 年以内に、外国側の過半数出資が認められ、地理的制限、量的制限は適用されない。加盟後 3 年以内に、加盟後 5 年以内とされる化学肥料、精油及び原油を除き、制限はなくなる。

(2) そこで、WTO 加盟後 3 年を経過する現在、管理弁法が上記内容をどのように実現しているのかを検討する。

輸入に関する法的資格について

外商投資商業企業は、(a) コミッション代理、(b) 卸売り、(c) 小売、(d) フランチャイズ経営の 4 つの経営活動に従事する外商投資企業である(管理弁法第 3 条第 1 項)。もっとも、卸売り業務に従事する外商投資商業企業は、商品卸売り及びコミッション代理(競売を除く)のほか、商品輸出入にも従事できるから(管理弁法第 9 条第 1 項第 2 号) 輸入に関する法的資格を有している(なお、「その他の関連業務」にも従事できるとされる。「その他の関連業務」という外資プロジェクト内容を特定できない曖昧な概念は、1990 年代の経営範囲記載に関する実務を振り返ると、申請書類にこれを記載しても認められなかったが、現在では法そのものが正面からこうした概念を容認している。)

外国当事者の資格要件、最低登録資本、出資比率の規制について

まず、WTO 約束表は、草案と比較して読む場合、従前の試験弁法のように外国側当事者に厳格な要件を設定したり、外商投資商業企業に(「中華人民共和国会社法」が規定する中国公民、中国企業も遵守すべき一般的な最低登録資本規制よりも高めの)最低登録資本の設定をしたりしない合意をしたものと評価できる。また、WTO 加盟後 3 年を経過する 2004 年 12 月 11 日には外商独資商業企業が認められなければならない。

この点に関して、管理弁法を見ると、外国側当事者に関する具体的な資格要件を規定する条項がない。ただ管理弁法第 6 条第 1 文が「外商投資商業企業の外国投資者は良好な信用と評判を有しなければならない、中国法、行政法規および関連規則の行為に違反してはならない」と規定するのみである。これは管理弁法が中小企業はもちろん、外国人が個人でも外商投資商業企業を設立できることを意味する（管理弁法第 3 条第 2 項は個人が外商投資商業企業を設立することを認める）。念のために申し述べれば、中外合資経営企業、中外合作経営企業の形式を採用する場合の中国側当事者に関する資格要件を規定する条項もない。また、外商投資商業企業の最低登録資本に関して、管理弁法第 7 条本文は「外商投資商業企業は次に掲げる条件に符合しなければならない」として、同条第 1 号で「最低登録資本は『会社法』の関連規定に符合すること」と規定するから、輸入、卸売りに関して 50 万人民元（現在のレートで約 650 万円）の一般的な最低登録資本規制をクリアしさえすれば、法的には外商投資商業企業の設立が可能となる。さらに、管理弁法第 21 条は「2004 年 12 月 11 日より、外商独資商業企業の設立を許可する」と規定し、外商独資商業企業を認める。

以上のうち、登録資本の設定に関して注意すべき点がある。すなわち、外商投資商業企業を設立するには、通常の外商投資企業と同様の手続を経なければならない。この手続には FS 報告書（フィージビリティスタディ報告書）の審査認可が含まれる（管理弁法第 10 条第 1 項）。FS 報告書は外資プロジェクトの実行可能性を審査認可するものであるから、その記述内容が実行可能性を伴うものでなければ、審査認可されないのは当然である。そこで、例えば上場企業である日本企業が投資性会社を設立する代わりに、外商投資商業企業を設立しようとする場合に、年間輸入計画との関係で慎重に登録資本を設定しなければ - 例えば何も考えずに、取り敢えず 50 万人民元に設定をしようなどという安易なアプローチをとれば - 、実行可能性なしとして、審査認可を得ることができなくなる（例えば 1 台 100 万円する機械 100 台を初年度に購入する計画を立てながら、登録資本を 50 万人民元に設定すれば、実行可能性がないと評価されてもやむを得ないであろう）。

このように言うと、「借入れをすればいいではないか」という反論が寄せられそうであるが、管理弁法第 7 条第 2 号は「外商投資企業の登録資本及び投資総額の関連規定に符合すること」という要件を規定している。ここで言う関連規定とは、本来、中外合資経営企業について 1987 年 2 月 17 日に公布・施行された「国家工商行政管理局の中外合資経営企業の登録資本及び投資総額の比率に関する暫定規定」をいい、これが外資企業（外商独資企業）、中外合作経営企業にも準用される。当該規定によれば、外商投資商業企業の大多数となるであろう投資総額が 300 万米ドル未満のラインでは、「登録資本 投資総額 $\times 0.7$ 」の公式が成立する必要がある。ところで、この公式で確定される投資総額と登録資本には、また別の公式が成立する。す

なわち、「投資総額 - 登録資本 = 短中長期の全ての外貨借入限度額（又は短中長期の全ての外貨借入限度額 + 人民元による中長期借入限度額）」という公式である。この点に関して、少なくとも従前の実務では、返済期間 1 年以下の短期借入、返済期間 1 年超、5 年以下の中期借入、返済期間 5 年超、10 年以下の長期借入の 3 つの種類のうち、³¹ について「投資総額 - 登録資本 = 外貨借入限度額」の公式が適用されなかった。換言すれば、返済期間を 1 年以下に設定すれば、当該限度額に拘束されず、親会社が幾らでも外商投資企業に対する外貨貸付を行うことができていたのである（公式で言えば、「投資総額 - 登録資本 = 中長期の外貨借入限度額（又は中長期借入限度額）」）。その理由は、次の通りであった。すなわち、そもそも投資総額という外商投資企業に特徴的に存在する概念は、外資プロジェクトが自己資本調達形式であれ（登録資本）、他人資本調達形式であれ（登録資本 + 借入額）、国家の審査認可を経ずに、巨大化することを防止するため、本来的には「投資総額 - 登録資本 = 借入限度額（外貨借入限度額 + 人民元借入限度額）」という公式で説明されるものとして登場した。しかし、よく考えると、運転資金目的の借入であることが明白な返済期間 1 年以内の借入は、その性質上、外資プロジェクトの規模には無関係だと見ることができると考えられる。外資プロジェクトの規模拡大が審査認可を経て行われるようにするには、投資総額と登録資本の差額は外資プロジェクトの規模拡大に関する中長期借入限度額のみを規制すれば足りると考えることができるのである。実際、このような理由で、従前実務は「投資総額 - 登録資本 = 中長期借入限度額」の公式で成立しており、短期外貨借入にはこの公式の適用がなかったのである。ところが、2003 年 3 月 1 日以降、新しい外貨管理法令³¹が施行され、「投資総額 - 登録資本 = 短中長期の全ての外貨借入限度額」という公式が改めて明文で確認され、2004 年 5 月 17 日に、これを徹底する旨の通知³²が出され、同年 7 月 1 日以降、これが施行されると、短期の外貨借入を投資総額と登録資本の差額を超えて行うことはできなくなった。

このことは外商投資商業企業の登録資本を低く設定し、後は親子ローンの実施で凌げばよいという考えが成立しなくなったことを意味する。

このようにして外商投資商業企業の登録資本は、借入主義への依存が許されないこととの関係上、実際の経営活動でキャッシュフローに問題がなくなるまでの段階

³¹ 2003 年 1 月 8 日公布、同年 3 月 1 日施行の「外債管理暫定弁法」第 18 条第 1 項が「外商投資企業が借入実行する中長期外債類型発生額及び短期外債残額の和は、審査認可部門が認可するプロジェクト投資総額と登録資本の間の差額以内に抑制しなければならない」と規定し、同条第 2 項が「差額の範囲内で、外商投資企業は自ら外債を借入実行できる。差額を超える場合、改めて原審査認可部門のプロジェクト投資総額の許可を経なければならない」と規定する。

³² 「国家外貨管理局の外商投資企業資本項目結匯審査及び外債登記管理業務に関する通知」である。

を支えることができる規模に設定しない限り、実行可能性なしとして、FS 報告書の審査認可段階で認可されない可能性があることを銘記すべきである。

地理的制限について

試験暫定弁法に見られた上海市、深セン市に限定するといった地理的制限は、2003年1月31日公布の輸入暫定弁法により既になくなっていたが、管理弁法でも輸入、卸売りに関して、地理的制限は置かれていない（管理弁法第22条第2項は、これを確認するために「卸売りに従事する外商投資商業企業は本弁法実施より地理的制限を撤廃する」と規定する）。

輸入に関する量的制限について

輸入に関する量的制限は試験弁法には特徴的に見られたが、これを残存させることは「加盟後3年以内に、加盟後5年以内とされる化学肥料、精油及び原油を除き、制限はなくなる」として、量的制限を含む一切の制限撤廃を約束するWTO約束表に違反することになる。そこで、管理弁法はこのような量的制限を規定しない。

輸入、卸売り可能な商品の規制について

WTO約束表は「加盟後3年以内に、加盟後5年以内とされる化学肥料、精油及び原油を除き、制限はなくなる」と規定するから、輸入、卸売り可能な商品の制限は2004年12月11日以降、「化学肥料、精油及び原油」に限定されるべきである。これら3つの製品も2006年12月11日に輸入、卸売りが可能となる。そこで、管理弁法を見ると、同弁法第17条第6項は「卸売りに従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日までは薬品、農薬及び農業用プラスチック・フィルムを取り扱ってはならない。2006年2月11日までは化学肥料、精油及び原油を取り扱うことはできない」と規定して、これに沿う条項整備をしている。なお、WTO約束表は、輸入、卸売りについて、もともと輸入、卸売り可能な商品から国家専売に属する塩及びタバコを除外しており、管理弁法第17条第8項は「卸売りに従事する外商投資商業企業は塩、タバコを取り扱ってはならず、・・・」と規定するのは、WTO約束表に沿うものである。

一定商品に対する特別法による規制について

外商投資商業企業の輸入、卸売り可能な商品の制限が「化学肥料、精油及び原油」のみに限定されても、国内産業保護を図るべき幾つかの商品について、別途の個別法令をもって、手続的な規制を行うことは、それが内資商業企業と同じ条件である限り（内国民待遇原則に反しない限り）、WTO約束表に抵触することはない。この観点より、管理弁法第17条第1項、第2項、第4項は次の通り規定する。

<p>第1項 外商投資商業企業が書籍、新聞、定期刊行物を取り扱う場合、「外商投資書籍、新聞、定期刊行物の代理販売企業管理弁法」に合致しなければならない。</p> <p>第3項 外商投資商業企業が薬品を取り扱う場合、国家の薬品販売に関する管理規範に合致しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。</p>

第 4 項 外商投資商業企業が自動車を取り扱う場合、認可された経営範囲内において経営しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

CEPA に対応する国内法整備の意義を有する条項について

CEPA の法的性質が非自動執行条約であることは前述の通りであるが、管理弁法は CEPA の執行力を確保するための国内法としての法的意義を有する。管理弁法第 25 条はこのことを端的に規定する。もっとも、管理弁法が施行されたのは 2004 年 6 月 1 日だから、外商独資商業企業の容認をはじめとする制限撤廃を享受できる同年 12 月 11 日までの 6 ヶ月余りしか、CEPA の WTO 約束表の前倒し実現効果はなく、結局、管理弁法の施行の遅延により、輸入、卸売りの前倒し実現に関する CEPA の創造的意義はほとんど発揮されることなく終わったというのが確定的評価であろう。実際、CEPA による卸売りの認可例は確認できない。

第 25 条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国その他の省、自治区、直轄市で投資して商業企業を設立する場合、下記規定のほか、本弁法を参照して執行する。

(1) 2004 年 1 月 1 日より、香港、マカオの商業サービス提供者は内地に外資商業企業を設立することができる。

(5) 本条に規定する香港、マカオの商業サービス提供者はそれぞれ「内地及び香港の経済・貿易緊密化協定」及び「内地及びマカオの経済・貿易緊密化協定」の中の「サービス提供者」の定義及び関連規定の要求に合致しなければならない。

3、小売に関する内容の検討

(1) 小売に関する WTO 約束表の内容は次の 4 つである。以下の約束には 2004 年 12 月 11 日より前の時期に関するものが多数含まれるが、2004 年 12 月 11 日以降は、原則として「加盟後 3 年以内に制限はなくなる」との約束により全ての制限が撤廃され、例外として 5 年の開放約束がある化学肥料の小売及び 30 店舗を超える場合の一部規制があるだけである。

外国サービス提供者は 5 つの経済特区（深セン、珠海、汕頭、廈門、海南）及び 6 つの都市（北京、上海、天津、広州、大連及び青島）に限り、合弁の形式でサービスを提供することができる。北京及び上海では、全部で 4 つを超えない合弁小売企業が個別に認められる。他都市のいずれかにおいて、2 つを超えない合弁小売企業が認められる。北京で設立された 4 つのうち 2 つの合弁小売企業は、同じ都市（例えば北京）で支店を開設することができる。

中国の WTO 加盟に際し、鄭州及び武漢は直ちに合弁小売企業に対して開放する。中国の WTO 加盟後 2 年以内に、外国側の過半数支配が合弁小売企業及び全ての省都において認められる。重慶及び寧波は合弁小売企業に対して開放される。

外国サービス提供者は、加盟後 1 年以内において、本、新聞及び雑誌の小売を除き、また加盟後 3 年以内において、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム及

び製油の小売を除き、さらに加盟後 5 年以内において、化学肥料の小売を除き、製品の販売に従事することが認められる。

加盟後 3 年以内に制限はなくなる。但し、次のものを除く。

- 加盟後 5 年以内である化学肥料の小売
- 30 店舗を超える多様な供給者から異なる種類及びブランドの製品を販売するチェーンストア。30 店舗を超えるチェーンストアについて、外国側の過半数出資は、当該チェーンストアが次の製品のいずれかを販売する場合、認められない。自動車(出資制限がなくなる加盟後 5 年以内の期間において)並びに上記及び中国の WTO 加盟議定書の添付 2a に掲げる製品。外国のチェーンストア運営者は、中国の法律、法規により中国において適法に設立されたいかなるパートナーも選択する自由を有する。

(2) そこで、WTO 加盟後 3 年を経過する現在、管理弁法が上記内容をどのように実現しているのかを検討する。

輸入に関する法的資格について

“ Wholesale Trade Services ” に関する WTO 約束表は、当該サービスに従事する企業が輸入製品及び国内生産製品の両者を取り扱うことができることが文言上明らかであるのに対して、小売の場合、輸入が可能か否かについて、WTO 約束表の文言からは明らかではない。しかし、管理弁法第 9 条第 1 号は商品小売に加えて、自营商品輸入及び国内製品の購入輸出を業務として認めている(この他に「その他の関連業務」にも従事できる)。試験弁法で認められた輸出入業は管理弁法の規定する小売にも承継されているのである。

外国当事者の資格要件、最低登録資本、出資比率の規制について

外国当事者の資格要件、最低登録資本(会社が規定する小売の最低登録資本は 30 万人民元である)について、輸入、卸売りについて記載したところと同様である。また、出資比率の規制について、化学肥料及び 30 店舗を超える小売に関する一部制限以外は「加盟後 3 年以内に制限はなくなる」とされるので、それ以外は全て自由でなければならない。したがって、出資比率の規制はなくならなければならない。前述の通り、管理弁法第 21 条は「2004 年 12 月 11 日より、外商独資商業企業の設立を許可する」として、小売についても外資 100% 出資を認める。

地理的制限について

2004 年 12 月 11 日より前には存在した地理的制限は、同日以降、なくなるのが WTO 約束表の内容である。管理弁法第 22 条第 1 項は「小売に従事する外商投資商業企業及びその店舗の設立地域は 2004 年 12 月 11 日までは省都及、自治区首府、直轄市、計画単列市及び経済特区に限る。2004 年 12 月 11 日以降は地理的制限を撤廃する」と規定し、WTO 約束表に沿う規定を置いている。

輸入に関する量的制限について

輸入に関する量的制限は試験弁法には特徴的に見られたが、これを残存させるこ

とは、化学肥料及び 30 店舗を超える小売に関する一部制限以外は「加盟後 3 年以内に制限はなくなる」として、量的制限を含む一切の制限撤廃を約束する WTO 約束表に違反することになる。そこで、管理弁法はこのような量的制限を規定しない。

小売可能な商品の規制について

小売に関して、WTO 約束表は、5 年開放約束のある化学肥料及び 30 店舗を超える小売に関する一部制限以外は「加盟後 3 年以内に制限はなくなる」としている。そこで、まず化学肥料について見ると、管理弁法第 17 条第 7 項第 2 文は「2006 年 12 月 11 日までは化学肥料を取り扱うことはできない」として、WTO 約束表に沿う規定を置く。一方、30 店舗を超える小売に関する「30 店舗を超える多様な供給者から異なる種類及びブランドの製品を販売するチェーンストア。30 店舗を超えるチェーンストアについて、外国側の過半数出資は、当該チェーンストアが次の製品のいずれかを販売する場合、認められない。自動車（出資制限がなくなる加盟後 5 年以内の期間において）並びに上記及び中国の WTO 加盟議定書の添付 2a に掲げる製品」という約束について、管理弁法第 18 条は「同一外国投資者の国内で開設した店舗が累計して 30 店舗以上³³ある場合、書籍、新聞、雑誌、自動車（2006 年 12 月 11 日までに制限は撤廃）、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、精製油、穀物、植物油、砂糖、綿花等を含む商品を取り扱い、かつ上記商品が異なるブランドに属し、異なる仕入先からである場合、外国投資者の出資比率は 49% を超過してはならない」と規定し、これに沿う規定を置いている。

なお、WTO 約束表はタバコの小売を排除しており、管理弁法第 17 条第 8 項が「小売に従事する外商投資商業企業はタバコを取り扱ってはならない」と規定しているのは WTO 約束表に沿う。

一定商品に対する特別法による規制について

卸売りと小売に共通する管理弁法第 17 条第 1 項、第 2 項、第 4 項のほか、同条第 2 項は次の通り規定する。

第 2 項 外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営して精製油の小売に従事する場合、安定した成品油の供給ルートを有し、当地のガソリンスタンド建設規格に合致しなければならず、経営する施設は現有の国家基準及び計量検定規定に合致し、消防、環境保護等の要求に合致しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

CEPA に対応する国内法整備の意義を有する条項について

CEPA に対応する国内法手当てとして、小売に関して管理弁法第 25 条は次の通り

³³ 中国語の「以上」は日本語でも「以上」と訳出せざるを得ないが、日本語の「X 以上」が「X」を含むのに対して、中国語の「X 以上」は「X」を含む場合と含まない場合の双方があり、明確でない（そのため、法令によっては「X 以上（X を含む / 含まない）」と明記する場合もある）。ここでは英語の“more than 30 outlets”を基準とすれば、30 店舗を含まない趣旨と理解するのが妥当であろう。

の規定を置いている。

第 25 条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国その他の省、自治区、直轄市で投資して商業企業を設立する場合、下記規定のほか、本弁法を参照して執行する。

- (1) 2004 年 1 月 1 日より、香港、マカオの商業サービス提供者は内地に外資商業企業を設立することができる。
- (2) 香港、マカオの商業サービス提供者が内地に小売企業を設立する地域範囲を地区級の都市に拡大し、広東省においては県級都市まで拡大する。
- (3) 2004 年 1 月 1 日より、香港、マカオの商業サービス提供者は本弁法の関係条項に基づいて内地に自動車小売業務に従事する商業企業の設立を申請することができるが、その申請 3 年前の年間平均販売額は 1 億米ドルを下回ってはならない。申請 1 年前の資産額は 1000 万米ドルを下回ってはならない。内地に設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は 1000 万元人民元であり、中西部地区に設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は 600 万人民元である。
- (5) 本条に規定する香港、マカオの商業サービス提供者はそれぞれ「内地及び香港の経済・貿易緊密化協定」及び「内地及びマカオの経済・貿易緊密化協定」の中の「サービス提供者」の定義及び関連規定の要求に合致しなければならない。

フランチャイズ経営及び無店舗販売等の特殊販売方式について

フランチャイズ経営について、管理弁法第 19 条は「外商投資商業企業が他人にフランチャイズ経営の方式で店舗開設をさせる場合、本弁法の規定を遵守するほか、国家がフランチャイズ経営活動につき別途規定している場合、その規定も遵守しなければならない」と規定する。「国家がフランチャイズ経営活動につき別途規定している場合」として、管理弁法施行に合わせた形で、商務部は「商業フランチャイズ管理弁法」を 2004 年 12 月 30 日に公布し、2005 年 2 月 1 日に施行した。もっとも、フランチャイズ経営の規範化に関しては、僅か 42 条から構成される当該法令だけではなお不十分であると思われ、今後、地方性法規も含め、なお一定数の法令が登場するものと予想される。その意味では、中国における WTO 新時代のフランチャイズ経営の法令面での全貌が固まるまでには、なお若干の時間を要するものと思われる。

無店舗販売等の特殊販売方式について、2004 年には同年中に法令整備がなされると報道されたこともあったが³⁴、実際には年内には見送りとなった³⁵。無店舗販売に

³⁴ 日中経済貿易センターの発行する JCCNET(メールニュース。以下「JCCNET」という) 2004 年 10 月 3 日

「<無店舗販売法>年内公布の見込み」

～登録資本は 1 千万ドル以上、保健製品・化粧品・日用品に限定～

9 月 10 日にアモイで開催された無店舗販売(原文は「直銷」)法規座談会の席上、「無店舗販売法」が年内に公布される見込みとの情報がさらに裏付けられた。商務部外資司のトウ湛・副司長が口頭で読み上げた「無店舗販売管理弁法」の検討稿の主な内容は 10 点ある。

関して、国家工商行政管理局が「無店舗販売³⁶管理弁法」(現在廃止)を 1997 年 1 月 10 日に公布・施行したが、余りの消費者被害の急増に驚いた国務院が 1998 年 4 月 18 日に「無店舗販売活動の禁止に関する通知」を公布し、無店舗販売活動の一律禁止を命令するに至ったという苦い過去がある。したがって、WTO 約束表の 2004 年 12 月 11 日以降の制限撤廃約束との関係より、外商投資商業企業による無店舗販

「設立と登記」の条項では、今回無店舗販売への参入を認められる企業は次の要件を満たしていなければならないとしている。登録資本が 1000 万ドルを下回らないこと。外資企業の場合は海外において 3 年以上の無店舗販売の従事・管理経験があり、WFDSA(ダイレクトセリング協会世界連盟)の会員であること。企業の申請前 3 年間(連続)の累計営業額が 5 億元を超えていること。企業は保証金 2000 万～3000 万元を払い込むこと。企業は店舗、工場を持たなければならない、自らが生産した製品等の販売しか行えないこと。また「無店舗販売企業の経営範囲」の条項では、検討稿では無店舗販売製品は保健製品、化粧品、日用品の 3 大品目しか認められないと明確に規定している。検討稿は企業の参入条件を高く設定しており、また消費者の権益保護の点からも無店舗販売企業について規定している。商務部市場建設司の路政(門+虫)・処長の説明では、検討稿では販売員への支給比率(全販売員に支給する賞与総額に相当)についても制限している。商務部の許可を受けていない場合は 25%以内、特別な事情により商務部の許可を受ければ 30%以内とし、製品の販売価格は同種の製品の価格と同じくらいでなければならない。このほか、消費者に一定期間のクーリングオフ期間を与えなければならない、消費者が購入した製品は所定の期間内であれば無条件で返品できる。さらに、公務員、現役軍人、全日制学生、未成年は無店舗販売に従事できず、無店舗販売に従事する者は研修を受けて証明書を取得して仕事に就かなければならないとしている。教育・研修の問題については、無店舗販売企業が本社で教育・研修をおこなうときは、人数は 600 人以下とし、現地の公安・工商部門に届出しなければならない。省クラスの支店では会議の人数は 400 人以下とし、市クラスの特約店の人数は 200 人以下とし、地方の取次ぎ販売特約店は 50 人以上とする。商務部の馬秀紅・副部长は、無店舗販売の立法では「国内資本と外資の同列な扱い、公平な競争、共同发展」の原則をとると表明している。また今後「無店舗販売管理弁法」、「マルチ商法詐欺管理条例」、「セールスマン研修管理弁法」の 3 件の法令を公布する。今回のフォーラムは商務部が音頭をとり、全国人民代表大会法制事務委員会、公安部、国家工商行政管理総局、国家税務総局が共催した。(2004 年 9 月 18 日「食品報」)

³⁵ JCCNET2004 年 12 月 23 日

「<無店舗販売法>年内公布は見送り」

国務院法制弁公室からの情報によると、商務部が起草する「直銷(無店舗販売)管理条例」はまだ国務院に上程されていないとのこと。法制日報の報道では、注目の同立法は年内公布の見込みはなくなったという。中国は WTO 加盟時に、2004 年 12 月 11 日以降は無店舗販売に対する制限を撤廃すると約束していることから、中国は年内に初の無店舗販売管理条例を公布するだろうと業界では盛んに噂されていた。中国が無店舗販売の制限撤廃を約束した期限は 12 月 11 日だが、法律の公布までを約束したものではない。現時点では無店舗販売に関する管理条例はまだ国務院に上程されておらず、通常、商務部が近々上程作業を終えたとしても、国務院法制弁公室の段階ではさらに意見募集、座談会の開催、検討と修正、国務院常務会議での審議可決などの手続を踏まなければならない、年末までのわずかな期間に公布する見込みはないとみられる(2004 年 12 月 6 日「消費日報」)

³⁶ 当該法令では「伝銷」の用語が使用されており、その定義は「生産企業が店舗を通さず販売し、伝銷員(無店舗販売員)が当該企業の製品を直接消費者に販売する経営方式をいう」(無店舗販売管理条例第 2 条第 1 項)とされる。

売を今後も一切禁止することはできないにせよ^{37・38}、消費者保護の観点から相当厳格な手続規定を設けるまでは、事実上このような経営活動は容認されない可能性が高いと思われる。

いずれにせよ、通常の輸入、卸売り、小売と異なる種類の経営活動に関しては、法令整備に伴う規範化が急務である。

二、管理弁法の運用に関する検討

1、小売に関する運用の検討

外商投資商業企業のうち小売については、CEPAに基づく可能性のあるものも含め、外商独資が開放される2004年12月11日より前の段階でも、認可例の集積があったと思われる^{39・40}。

2、輸入、卸売りに関する運用の検討

(1) 輸入、卸売りに関する運用の状況

小売が順調に認可例を集積したのに対して、輸入、卸売りの認可例は2004年に確認することができなかった⁴¹。その認可の沈黙を破ったのは、2005年2月8日付け日本経

³⁷ 1998年6月18日公布・施行の「外商投資無店舗販売企業の販売方式を変更する関係問題に関する通知」第1条は「外商投資無店舗販売企業は必ず店舗経営に改めなければならない」と規定し、国务院の「無店舗販売活動の禁止に関する通知」の徹底を求めた。

³⁸ 第2次修正版、第3次修正版の指導目録は無店舗販売等を制限類としており、禁止類としていない。

³⁹ JCCNET2004年11月23日

日中経済貿易センターの上海外商投資サービスセンターに対する訪問インタビュー報告として「(2004年)10月末の統計で、上海の外資商業企業の申請は70件、認可されたのは23件で、全て小売、或いは小売主体で一部卸売りをを行う企業のみ。純粋な卸売りの認可は一件もない。卸売りが認可されていないのは、上海市側の手続きの不備により商務部から差し戻されたものがあることと、小売は外資の状況が明確で店舗も有りわかりやすく認可しやすいが、卸売りは大から小まで様々、認可には時間がかかるという状況にあること」との報告がなされている。

⁴⁰ 2005年3月4日付け商務部市場体系司商業企業担当者への電話インタビューによると、2004年度に外商投資商業企業の設立について書面同意をしたのは合計17件であったとのことであるが、推測ではその相当数は小売関係であったと思われる。

⁴¹ もっとも、JCCNET2004年11月8日によれば、次の通り、香港と日本の合弁による、推測であるが輸入を中心とする外商独資商業企業(香港は香港特別行政区として中国の一部を構成するが、一国二制度のもとで、外国資本と擬制される)の認可事例が報告されている。

題名：外商投資商業分野管理弁法の認可 - ステックガーメント

【上海支局】日本のアパレル企業の中国内販をサポートしているステックガーメント(本社上海市、唐文秋董事長、高橋正賢総経理)は、中国の外商投資商業分野管理弁法に基づいた会社設立を認められた。設立は9月28日で、資本金は30万ドル。外商投資商業分野管理弁法は、6月1日施行された法律で、外資企業の中国における卸売り、小売り分野の規制緩和について定めている。99年6月に施行された外商投資商業企業試点弁法の改定という位置付けで、最低資本金の引き下げや、外資による出資比率制限や設立地域の制限緩和などが規定されている。ステックガーメントの株主構成は、香港のチャイナ・サン・イン

済新聞朝刊報道の通り、ケンコー (<http://www.kenko-tokina.co.jp/>) が 2005 年 2 月 5 日に上海市において批准証書を取得した認可例である。経営範囲はカメラ関連製品、望遠鏡に限定されており、登録資本は 5000 万円規模とのことである。

上記ケンコーの認可後、認可例は日々増加しており、上海市における認可は順調に進んでいる。筆者が経営するグループでも、既に某上場企業の関連会社のために 2004 年 3 月第 1 週に認可を取得した。

JCCNET2005 年 3 月 3 日

題名：外商投資商業企業、順調に認可が進む

外商投資商業企業は、株式会社ケンコーが日系で最初の認可を受けたことを皮切りに、北京（キャスト注：商務部）での認可は順調に進んでいるようである。

上海思的可商務諮詢有限公司（総経理：葉凱氏）からの情報によると、先週末までに上海市で申請された外商投資商業企業は 32 件、うち認可されたものが 13 件（日系は 6 件）⁴²とのこと。また、同会社が申請した外商投資商業企業の中で、卸売りメインで資本金 2500 万米ドルの企業が認可され、現時点で最大規模の外資卸売り企業と言う。

現在の状況から判断して、昨年来商務部が「外資への商業分野開放は本弁法以外何者でもなく実施細則などは出さない、申請時の F/S が重要と明言した」ことがより明確になったと言える。また、審査にかかる時間も 2 ヶ月程度と、当初予想された時間より早く審査が進んでいる。ただし、これらは全て新設の商業企業であり、製造メーカー、保税區企業など既存企業の商業企業化（経営範囲の拡大）についてはまだ不透明である。

いずれにせよ、外資商業企業の認可を得るには、しっかりした F/S を如何に作成するかが最も重要であろう。

商務部⁴³によると、2004 年 12 月 11 日以降、外商投資商業企業設立の申請を 203 件受理し（申請は上海及び深センからの申請が比較的多いとのこと）、うち 80 件を既に認可しているとのことであった（2005 年 3 月 10 日現在）。また、設立申請から認可までにかかる時間はいずれも約 2 ヶ月程度と報告されており（上記 JCCNET）、上記のケンコー認可例が 2004 年 12 月 13 日申請した後、商務部の認可を得たのが 2005 年 1 月 31 日（批准証書の交付は 2005 年 2 月 5 日）である事実も、当該報告を裏付けている。

ベストメント・リミテッド（日本のコッカと香港のトップサンの折半出資会社）が 50%、香港のイーダが 25%、上海のサートレ 25%。すでに日本のアパレルブランドの中国内販を手がけているが、従来は貿易会社を通しての販売となっていた。今回、認可を受けたことで、「日本から直接商品を輸入して、中国で販売できる仕組みができあがった」としている。（織研新聞 2004.11.5）

⁴² 2005 年 3 月 4 日上海市外国投資工作委員会に対する照会では 14 件（申請 33 件）、うち日系は 8 件に増加している。

⁴³ 2005 年 3 月 4 日商務部外資司サービス貿易処、市場システム建設司への確認による。

(2) 実施細則の公布論の行方

2004年の段階で、管理弁法に基づく認可が実務的に遅延している理由として、商務部及びその地方出先機関が頻繁に言及したのは「実施細則が公布されていない」というものであった。

中国では中央法令のレベルは3つに分けることが可能である。すなわち、全国人民代表大会（日本の国会に相当）又はその常務委員会が制定する法規範である「法律」、国务院（日本の内閣に相当）が制定する法規範である「行政法規」、国务院傘下の部・委員会（日本の省庁に相当）が制定する法規範である「部門規章」の3つである。各法規範は、それぞれ日本の法律、政令、規則に相当する。

ところで、過去に公布された法令を見る限り、実施細則が登場する場面は、「法律」について「行政法規」又は「部門規章」で実施細則を設ける場合（例：「法律」である「中外合作経営企業法」に対して、「部門規章」である「中外合作経営企業法実施細則」）、「行政法規」について「部門規章」で実施細則を設ける場合（例：「行政法規」である「国有資産評価管理弁法」に対して、「部門規章」である「国有資産評価管理弁法施行細則」）の2つのパターンがある。しかし、管理弁法は商務部の制定する法規範である「部門規章」であり、「部門規章」に対して「部門規章」で実施細則を制定するというのは可能性が低い。同一レベルの中央法令でこれに相当するケースというのは、「部門規章」である「外資企業法実施細則」（1990年に旧対外経済貿易部が公布）に対して、同じく「部門規章」である「外資企業法実施細則の若干の条項に関する解釈」（1991年に旧対外経済貿易部が公布）が公布されたケースがある程度で、この種のケースが多々存在するわけではない。

こうした中、現在まで少なくとも輸入、卸売りに関して実施細則は公布されていないにも関わらず、現在では相当数の認可例がある。

2003年3月7日公布・同年4月12日施行の「外国投資者による国内企業買収暫定規定」は、外国企業による中国企業のM&Aに関する指導的法令であるが、その第21条が中国国外における外国企業相互のM&Aに対する域外適用を規定した際も、当該法令の制定者である商務部は多数の問い合わせに対して「実施細則の制定中なので、実施細則の公布を待って欲しい」との回答をしていた。ところが、現時点ではこのような実施細則は一切公布されていない。

以上より、実施細則の公布論は、現時点では、公布の可能性は低くなったものと思われる。

三、管理弁法の既存進出企業に対する影響の検討

1、生産型外商投資企業の経営範囲の拡張的変更

管理弁法第 24 条は「外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業が本弁法第 3 条に掲げる経営活動を行う場合、本弁法の規定に合致し、かつ法により相応の経営範囲に変更しなければならない」と規定する。したがって、管理弁法は、生産型外商投資企業が経営範囲を拡張的に変更し、輸入、卸売り、小売に従事することを容認する。しかし、現在までのところ生産型外商投資企業の認可例を確認できない。

生産型外商投資企業に商業機能を加える場合に留意すべき点は、生産型外商投資企業が独資の場合はよいが、合併、合作の場合、商業機能を発揮させることで、企業の利益体質が向上すると、後に独資化を行う際に、企業価値向上を反映して、中国側の出資持分価額が増加し、高い買い物をするリスクがある点である。実務的配慮として、この点はケアしておきたい。

2、外高橋保税区貿易企業⁴⁴の経営範囲の拡張的変更

(1) 外高橋保税区貿易企業の経営範囲を変更し、外商独資商業企業化に成功した認可例は 2005 年 3 月現在、確認できない。

(2) 外高橋保税区貿易企業が経営範囲の拡張的変更により、商業機能を有することは、次の 2 つの理由により、理論的には可能であると思われる。

理由その 1 - 対外貿易経営権の付与が可能になったこと

外高橋保税区貿易企業の特徴として、2002 年までは少なくとも対外貿易経営権がなかった。対外貿易経営権は、輸入プロジェクトを行う不可欠の前提となるため、これを享受できない以上、外商独資商業企業化は理論的に無理であると認識される。しかし、2003 年 7 月⁴⁵に外高橋保税区貿易企業のうち、() 内資貿易企業、() 生産型外商投資企業、() 中国側当事者が 50% 超の資本を有する中外合資貿易企業の 3 つの類型について、対外貿易経営権が付与されることとなった。外高橋保税区管理委員会によれば、当該規制緩和は、ある時点の保税区外（一般地域内）における外資に対する対外貿易経営権の付与に関する政策動向により可変的（一層規制緩和がなされる方向でシフトする）であって、2004 年 7 月 1 日施行の改正「対外貿易法」が中国公民にまで対外貿易経営権の付与を容認し、同年 12 月 11 日以降、WTO 約束表により輸入プロジェクトが外資に完全開放された現時点では、保税区外において外資への対外貿易経営権は独資も含めて可能になったと理解すべきであり、最早、対外貿易経営権の付与の問題を理由として、外高橋保税区貿易企業の外商独資商業企業化を否定することは合理的ではないと説明する。当該説明を裏付けるよう

⁴⁴ 大連、天津、深センという実務的に輸入、卸売りを実施している保税区について、本稿の議論は基本的に妥当と思われる。

⁴⁵ 上海市対外経済貿易委員会 2003 年 7 月 9 日公布、同月 1 日施行「外高橋保税区において区内企業に輸出入経営権を付与する試験業務を開始することに関する操作弁法」

に、2004年12月までに、日系企業の出資する外高橋保税区貿易企業（独資）が対外貿易経営権取得に成功している。

理由その2 - 支店開設を禁止する法令上の根拠が廃止されたこと

保税区企業に関して、2001年12月17日公布・施行の国家工商行政管理総局の法令⁴⁶が保税区外で非経営性の事務所の開設を容認するが、経営性の支店開設は容認しないことを規定したため、保税区企業を自由な支店開設が可能な外商投資商業企業化することはできないとの疑問があった。しかし、2004年6月30日に上記法令を廃止する同総局の通知が公布されたため、現時点では保税区企業の支店開設を法的に禁止する法令上の根拠がなくなった。当該事実をもって直ちに保税区企業の支店開設が完全自由化されたとまで見ることはできないが⁴⁷、少なくとも保税区企業の支店開設権が法令上否定されていたことを理由に、外高橋保税区貿易企業の外商投資商業企業化を否定する必要はなくなった。

- (3) 外高橋保税区貿易企業の外商投資商業企業化が遅延すれば、外高橋保税区の発展にマイナスに働く。従前は輸入、卸売りを行うには、外高橋保税区貿易企業（及びその他の一部保税区）を選択せざるを得なかったため、厳密なコンプライアンスが成立しなくても、やむを得ず外高橋を選択する日本企業が大多数であった（そうでなければ3000という数字にならない）。しかし、保税区外の一般地区で外商投資商業企業の設立が容易化すれば、外高橋保税区貿易企業を解散・清算するなどして、外商投資商業企業を新設しようとする動向がトレンド化する可能性を否定できない。もちろん、中国での外商投資企業の解散・清算には何かと苦労も多いから、保税区貿易企業に商業機能を容易に付加できれば、保税区のメリットとも相俟って、保税区に踏みとどまる日本企業も少なくないだろう。外高橋保税区貿易企業の外商投資商業企業化の認可例の集積は、外高橋保税区の発展のために「待ったなし」の状態にあるのである。

3、投資性公司

商務部は2月13日改正法令を2004年11月17日公布・同年12月17日施行で再度改正し（以下これを「11月17日改正法令」という）、一般の投資性公司及び国家級の地区本部の認定を受けた投資性公司の区別は維持しつつも、一般の投資性公司に親会社製品に限り、登録資本の量的制限を受けない輸入を可能にし（11月17日改正法令第15条第9号、第16条。2005年3月7日付け日本経済新聞朝刊報道によれば、JUKI投資性公司は既に当該権能を獲得した）、一方で国家級の地区本部の認定を受けた投資

⁴⁶ 国家工商行政管理総局「保税区外商投資企業の分支機構設立の関係問題に関する通知」

⁴⁷ 保税区企業の保税区外支店において、保税貨物（関税及び輸入環節増値税の負担を経ない貨物）を取り扱うことはできないと解されるが、非保税貨物（同税の負担を経た貨物）を取り扱うことは可能であると考えられる。保税区企業の保税区外支店が完全自由化されるためには、支店開設を禁止する法令を廃止するだけでなく、こうした道理を明確に示す法令上の根拠が登場することが必要であるように思われる。

性公司には親会社（多国籍企業）が実質的に支配する関連会社製品の輸入並びに国内のその他の企業に製品または親会社製品の生産/加工を委託し、国内外で販売することという卸売り（11月17日改正法令第22条第2項第2号、第8号）の規制緩和をした。

11月17日改正法令第11条第2項は、投資性公司に外商投資商業企業の機能を付加する可能性を示唆するが、商務部外商投資管理司製造業処、上海市外国投資工作委員会外資審査認可処及び北京市商務局外資処によると、投資性公司の外商投資商業企業化は、さらなる改正法令によりその詳細が明確化されない限り、実務的に審査認可することは難しい旨、回答する。しかし、新設の外商投資商業企業の認可例が集積し、「より簡便に、より自由に」、輸入、卸売り、小売の実施が容認されることになれば、投資性公司の設立動機がWTO約束表に基づく輸入、卸売り開放の前倒し実施の享受にあった日本企業が相当数に及ぶことに鑑みると、投資性公司の設立を企図する日本企業が減少することにもなりかねない。また、当該動機で投資性公司を設立した日本企業には、現在の規制緩和状況に不満を抱くところが続出するであろう。⁴⁸

投資性公司の外商投資商業企業化が早急に認められると同時に、投資性公司が真に持ち株会社機能を発揮することができるように、一層の規制緩和の検討が望まれる。

以上

⁴⁸ 2005年3月10日現在、投資性公司の中には投資性公司での輸入及び卸売りを断念する前提で、傘下に外商投資商業企業を新設し、投資性公司は外商投資商業企業の利益配当で運営資金を賄うというスキームを考えるとところが複数出てきた。投資性公司の規制緩和がもはや期待されていないことを証明する出来事のように思われる。

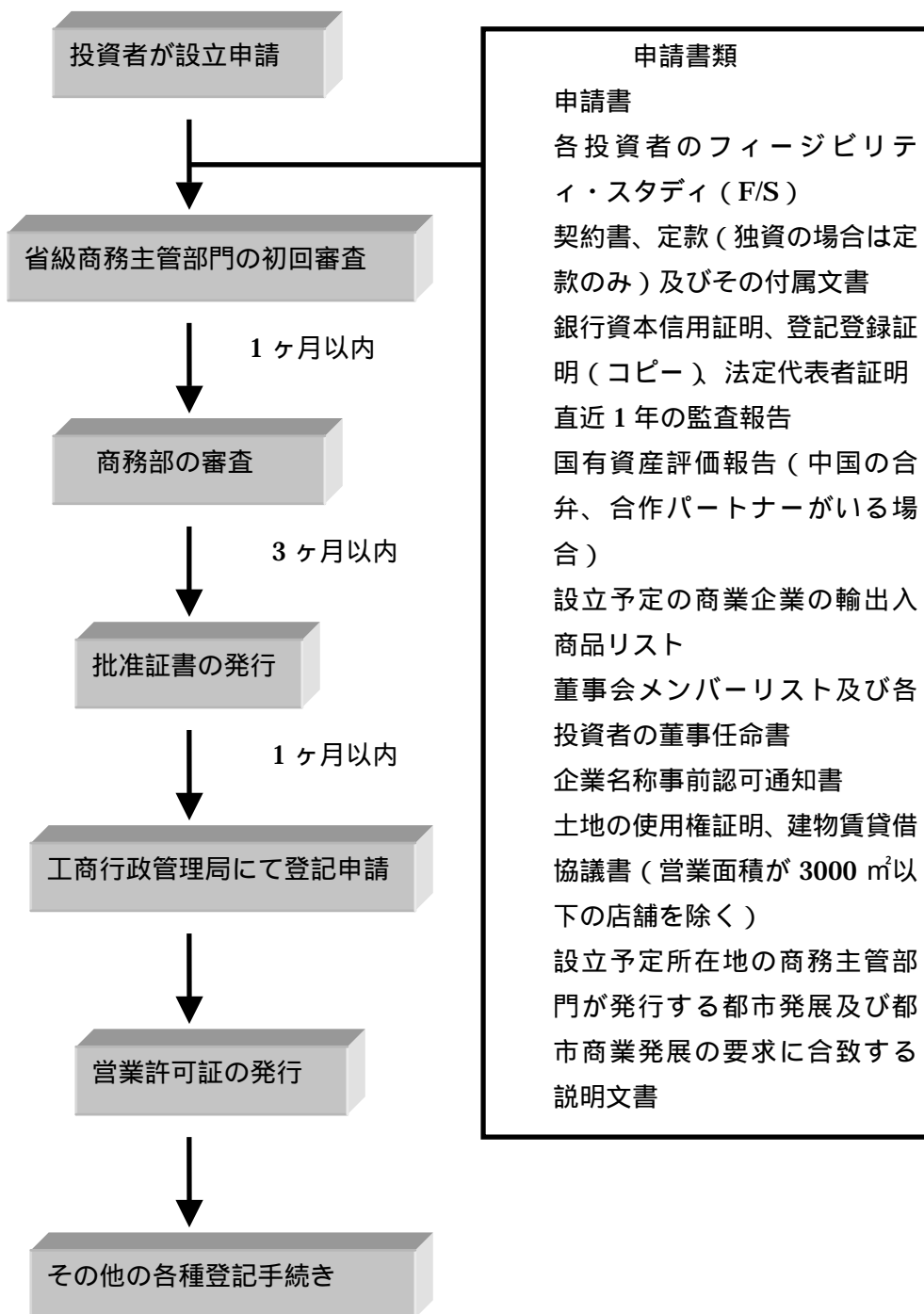
(参考) 製品輸入に関する自由度を示す比較表

自由度高

<p>11月17日改正法令第11条第2項の投資性公司 対象製品の制限なし 量的制限なし</p>	<p>管理弁法の外商投資商業企業 対象製品の制限なし 量的制限なし</p>
<p>11月17日改正法令第22条の国家級の地区本部 の認定を受けた投資性公司 (完成品) 親会社製品及び親会社が実質的に支配する 関連会社製品 量的制限なし システム集積セット製品及び市場試験製品 量的制限あり(登録資本の範囲内) (部材) 投資先企業、親会社(多国籍企業)のため に提供するメンテナンスサービスに必要な原 材料、補助材料及び部品 量的制限なし</p>	
<p>一般の投資性公司(その1) 11月17日改正法令第15条第9項の業務を経営 範囲に取り込むことに成功した投資性公司 親会社製品 量的制限なし (11月17日改正法令第16条参照) システム集積セット製品及び市場試験製品 量的制限あり(登録資本の範囲内)</p>	
<p>一般の投資性公司(その2) 11月17日改正法令第15条第3項、第5項の業 務のみを経営範囲に取り込むことに成功した投 資性公司 システム集積セット製品及び市場試験製品 量的制限あり(登録資本の範囲内)</p>	
<p>一般の投資性公司(その3) 3000万米ドルのフレッシュマネー投資(11月 17日改正法令第15条本文、第8条)を完了し ていない投資性公司 製品輸入に従事できず</p>	

自由度低

付属文書 外商投資商業企業の設立フロー



「外商投資商業領域管理弁法」第 10 条 ~ 第 12 条を基に作成